

第百五十四回国会 衆議院 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第十五号

平成十四年六月二十四日(月曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 衛藤征士郎君 金子 一義君

理事 久間 章生君 米田 建三君

理事 伊藤 英成君 理事 玄葉光一郎君

理事 工藤堅太郎君 岩屋 毅君

石破 茂君 嘉数 知賢君

大野 松茂君 小島 敏男君

熊谷 市雄君 桜田 義孝君

齊藤斗志二君 竹本 直一君

田中 和徳君 浜田 靖一君

西川 京子君 林 幹雄君

林 省之介君 松島みどり君

増田 敏男君 山口 泰明君

森岡 正宏君 伊藤 忠治君

渡辺 博道君 桑原 豊君

枝野 幸男君 末松 義規君

首藤 信彦君 藤村 修君

肥田美代子君 細野 豪志君

細川 律夫君 渡辺 周君

前原 誠司君 漆原 良夫君

上田 勇君 中塚 一宏君

田端 正広君 赤嶺 政賢君

樋高 剛君 今川 正美君

木島日出夫君 西川太一郎君

東門美津子君 宇田川芳雄君

宇田川芳雄君

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

小泉純一郎君

片山虎之助君

坂口 力君

福田 康夫君

中谷 元君

萩山 教嚴君

木村 太郎君

柳澤 協一君

宇田川新一君

鈴木 明夫君

国務大臣 (防衛庁長官) 中谷 元君
防衛庁副長官 萩山 教嚴君
防衛庁長官政務官 木村 太郎君
政府参考人 柳澤 協一君
(防衛庁防衛参事官) 宇田川新一君
政府参考人 鈴木 明夫君
(防衛庁人事教育局長) 鈴木 明夫君
衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

委員の異動

六月二十四日

辞任

岩永 峯一君

近藤 基彦君

七条 明君

川端 達夫君

筒井 信隆君

中野 寛成君

白保 台一君

井上 喜一君

同日

辞任

竹本 直一君

林 幹雄君

松島みどり君

藤村 修君

細川 律夫君

細野 豪志君

漆原 良夫君

西川太一郎君

同日

辞任

渡辺 博道君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

竹本 直一君

松島みどり君

林 幹雄君

細野 豪志君

細川 律夫君

藤村 修君

漆原 良夫君

西川太一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

六月十一日

有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する

請願(葉山峻君紹介)(第四七九六号)

同(山元勉君紹介)(第四七七七号)

同(五島正規君紹介)(第四九八七号)

同(葉山峻君紹介)(第四九八七号)

同(家西悟君紹介)(第五一六〇号)

有事法制立法化反対に関する請願(赤嶺政賢君

紹介)(第四七九八号)

同(大森猛君紹介)(第四七九九号)

同(木島日出夫君紹介)(第四八〇〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四八〇一号)

同(春名真章君紹介)(第四八〇二号)

同(藤木洋子君紹介)(第四八〇三号)

同(阿部知子君紹介)(第五一六三三号)

有事法制三法案の廃案に関する請願(赤嶺政賢

君紹介)(第四八〇四号)

同(大森猛君紹介)(第四八〇五号)

同(金子哲夫君紹介)(第四八〇六号)

同(木島日出夫君紹介)(第四八〇七号)

同(児玉健次君紹介)(第四八〇八号)

同(穀田恵二君紹介)(第四八〇九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四八一〇号)

同(瀬古由起子君紹介)(第四八一一号)

同(土井たか子君紹介)(第四八一二号)

同(東門美津子君紹介)(第四八一三三三)

同(中林よし子君紹介)(第四八一四四四)

同(春名真章君紹介)(第四八一五五五)

同(松本善明君紹介)(第四八一六六六)

同(山口富男君紹介)(第四八一七七七)

同(石毛鏡子君紹介)(第四九八九九)

同(北川れん子君紹介)(第四九九九九)

同(土井たか子君紹介)(第四九九九九)

同(東門美津子君紹介)(第四九九九九)

同(阿部知子君紹介)(第五一六四四)

同(土井たか子君紹介)(第五一六五五)

同(東門美津子君紹介)(第五一六六六)

有事法制三法案反対に関する請願(大森猛君紹

介)(第四八一八八号)

同(中林よし子君紹介)(第四八一八九九)

有事法制反対に関する請願(今川正美君紹介

(第四八二〇号)

同(金子哲夫君紹介)(第四八二二二)

同(金子哲夫君紹介)(第四九九三三)

同(北川れん子君紹介)(第四九九四四)

同(阿部知子君紹介)(第五一六七七)

同(伊藤忠治君紹介)(第五一六八八)

有事立法と憲法改悪反対に関する請願(石毛鏡

子君紹介)(第四九八八八号)

同(大島令子君紹介)(第五一六一一)

同(中西績介君紹介)(第五一六一二)

憲法違反の有事法制三法案廃案に関する請願

(大島令子君紹介)(第五一五六六)

有事法制の制定反対に関する請願(阿部知子君

紹介)(第五一五七七)

有事法制の立法化反対に関する請願(伊藤忠治

君紹介)(第五一五七八)

有事法制反対、憲法九条を生かした国際貢献に

関する請願(植田至紀君紹介)(第五一五九九)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第十五号 平成十四年六月二十四日

有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する
請願(大島令子君紹介)(第五二八四号)
同(重野安正君紹介)(第五二八五号)
同(東門美津子君紹介)(第五二八六号)
同(家西悟君紹介)(第五四四〇号)
同(菅野哲雄君紹介)(第五八九五号)
同(日森文尋君紹介)(第五八九六号)
有事法制立法化反対に関する請願(赤嶺政賢君
紹介)(第五二八七号)

同(木島日出夫君紹介)(第五二八八号)
同(児玉健次君紹介)(第五二八九号)
同(塩川鉄也君紹介)(第五二九〇号)
同(中林よし子君紹介)(第五二九一号)
同(不破哲三君紹介)(第五二九二号)
同(山口富男君紹介)(第五二九三号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第五四四一号)
同(大森猛君紹介)(第五四四二号)
同(木島日出夫君紹介)(第五四四三号)
同(児玉健次君紹介)(第五四四四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第五四四五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第五四四六号)
同(中林よし子君紹介)(第五四四七号)
同(春名真章君紹介)(第五四四八号)
同(松本善明君紹介)(第五四四九号)
同(山口富男君紹介)(第五四五〇号)
同(吉井英勝君紹介)(第五四五一号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第五八九七号)
同(木島日出夫君紹介)(第五八九八号)
同(児玉健次君紹介)(第五八九九号)
同(志位和夫君紹介)(第五九〇〇号)
同(塩川鉄也君紹介)(第五九〇一号)
同(瀬古由起子君紹介)(第五九〇二号)
同(中林よし子君紹介)(第五九〇三号)
同(春名真章君紹介)(第五九〇四号)
同(不破哲三君紹介)(第五九〇五号)
同(藤木洋子君紹介)(第五九〇六号)
同(松本善明君紹介)(第五九〇七号)
有事法制三法案の廃案に関する請願(土井たか
子君紹介)(第五一九四号)

同(東門美津子君紹介)(第五二九五号)
同(土井たか子君紹介)(第五四五二号)
同(東門美津子君紹介)(第五四五三三三三)
同(土井たか子君紹介)(第五六三三三三三三)
同(東門美津子君紹介)(第五六三三三三三三)
同(北川れん子君紹介)(第五九〇八号)
同(土井たか子君紹介)(第五九〇九号)
同(東門美津子君紹介)(第五九一〇号)
有事法制三法案反対に関する請願(赤嶺政賢君
紹介)(第五二九六号)
有事法制立法化反対に関する請願(家西悟君紹介)(第
五四五四号)
同(筒井信隆君紹介)(第五四五五号)
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(土井た
か子君紹介)(第五六三三二二二二)
有事法制反対と平和政策に関する請願(菅野哲
雄君紹介)(第五八九四号)
同月十三日

有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する
請願(大島令子君紹介)(第六〇六〇号)
同(菅野哲雄君紹介)(第六〇六一号)
同(保坂展人君紹介)(第六〇六二二二二二)
同(石毛鏡子君紹介)(第六三三四号)
同(桑原豊君紹介)(第六三三三三三三三)
同(小林守君紹介)(第六三三三三三三三)
同(仙谷由人君紹介)(第六三三三七七号)
同(日森文尋君紹介)(第六三三三八号)
同(山口わか子君紹介)(第六三三三九号)
同(横路孝弘君紹介)(第六三三三九号)
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(海江田
万里君紹介)(第六〇六三三三三三)
同(玄葉光一郎君紹介)(第六三三四一号)
有事法制三法案の廃案に関する請願(土井たか
子君紹介)(第六〇六四四四四四)
同(石井郁子君紹介)(第六三三三三三三三)
同(東門美津子君紹介)(第六三三三四四四四)
有事法制立法化反対に関する請願(赤嶺政賢君
紹介)(第六三三四二二二二)
同(石井郁子君紹介)(第六三三四三三三三)

同(小沢和秋君紹介)(第六三四四四四四)
同(大橋基夫君紹介)(第六三四五五五五)
同(大森猛君紹介)(第六三四六六六六)
同(木島日出夫君紹介)(第六三四七七七七)
同(児玉健次君紹介)(第六三四八八八八)
同(穀田恵二君紹介)(第六三四九九九九)
同(佐々木憲昭君紹介)(第六三三三三三三三)
同(志位和夫君紹介)(第六三三三三三三三)
同(塩川鉄也君紹介)(第六三三三三三三三)
同(瀬古由起子君紹介)(第六三三三三三三三)
同(中林よし子君紹介)(第六三三三三三三三)
同(春名真章君紹介)(第六三三三三三三三)
同(不破哲三君紹介)(第六三三三三三三三)
同(藤木洋子君紹介)(第六三三三三三三三)
同(松本善明君紹介)(第六三三三三三三三)
同(矢島恒夫君紹介)(第六三三三三三三三)
同(山口富男君紹介)(第六三三三三三三三)
同(山口わか子君紹介)(第六三三三三三三三)
同(吉井英勝君紹介)(第六三三三三三三三)
有事法制三法案反対に関する請願(大森猛君紹
介)(第六三三三三三三三)
同(木島日出夫君紹介)(第六三三三三三三三)
同(葉山峻君紹介)(第六三三三三三三三)
同(春名真章君紹介)(第六三三三三三三三)
同(不破哲三君紹介)(第六三三三三三三三)
同(松本善明君紹介)(第六三三三三三三三)
同(山口富男君紹介)(第六三三三三三三三)
有事関連三法案の廃案に関する請願(石井郁子
君紹介)(第六三三三三三三三)
有事法制立法化に関する請願(横路孝弘君紹介
(第六三三三三三三三))
は本委員会に付託された。

六月十三日
有事法制立法化に関する陳情書外五十五件(千葉
県銚子市君ヶ浜八七〇五戸石四郎外三百二十九
名)(第九一九号)
同日
沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事

法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県名護市
議会)(第五〇一九号)
沖縄県民に新たな犠牲を強いるおそれのある有
事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書
(沖縄県沖繩市議会)(第五〇二〇号)
憲法第九条を守り有事三法の制定反対に関する
意見書(長野県高森町議会)(第五〇二二二二)
有事法制三法案の徹底審議を尽くさないままの
今国会での成立は行わないことに関する意見書
(東京都東久留米市議会)(第五〇二二三三三三)
有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(神
奈川県座間市議会)(第五〇二三四四四四)
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長
野県飯田市議会)(第五〇二四四四四四)
有事法制に関する意見書(長野県諏訪市議会
(第五〇二五五五五五))
有事法制の慎重審議に関する意見書(長野県伊
那市議会)(第五〇二六六六六六)
有事法制の制定に関する意見書(長野県茅野市
議会)(第五〇二七七七七七七)
有事関連三法案に関する意見書(長野県更埴市
議会)(第五〇二八八八八八)
有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(長
野県望月町議会)(第五〇二九九九九九九)
有事法制の慎重審議に関する意見書(長野県下
諏訪町議会)(第五〇三〇〇〇〇〇〇)
有事関連三法案の撤回に関する意見書(長野県
四賀村議会)(第五〇三〇三三三三三三)
有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書
(兵庫県加古川市議会)(第五〇三三三三三三)
有事関連三法案及び個人情報保護法案などの慎
重審議に関する意見書(福岡県大野城市議会
(第五〇三三三三三三))
(第五〇三三三三三三)
有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県嘉
手納町議会)(第五〇三四四四四四)
同日
沖縄県民に新たな過重負担を強いる有事関連三
法案の慎重審議に関する意見書(沖縄県石川市
議会)(第五〇一八七号)

沖縄県民に新たな犠牲を強いるおそれのある有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(沖縄県民志川市議会(第五一八八号))
沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県平良市議会(第五一八九号))
国民の生命と財産を守る有事法制関連法案に関する意見書(京都府京田辺市議会(第五一九〇号))
今国会での強行な成立を図ることなく有事関連法案の慎重審議に関する意見書(京都府宇治市議会(第五一九一号))
有事法制の立法化反対に関する意見書(秋田県二ツ井町議会(第五一九二号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(茨城県藤代町議会(第五一九三号))
有事法制慎重審議に関する意見書(長野県南箕輪村議会(第五一九四号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(山口県徳山市議会(第五一九五号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県北谷町議会(第五一九六号))
有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(北海道寿都町議会(第五一九七号))
有事法制反対に関する意見書(北海道本別町議会(第五一九八号))
有事関連三法案反対に関する意見書(青森県木造町議会(第五一九九号))
有事関連三法案反対に関する意見書(秋田県二ツ井町議会(第五二〇〇号))
有事法制の立法化は慎重審議を求め、今国会での成立見合わせに関する意見書(秋田県羽後町議会(第五二〇一号))
有事法制三法案反対に関する意見書(福島県鮎川村議会(第五二〇二号))
有事法制関連法案の廃案に関する意見書(栃木県足尾町議会(第五二〇三号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(栃木県高根沢町議会(第五二〇四号))

有事法制の慎重審議に関する意見書(埼玉県岡部町議会(第五二〇五号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会(第五二〇六号))
有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(神奈川県中井町議会(第五二〇七号))
有事関連三法案に関する意見書(長野県松本市議会(第五二〇八号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県岡谷市議会(第五二〇九号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県中野市議会(第五二一〇号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県川上村議会(第五二一一号))
有事法制の立法化反対に関する意見書(長野県長門町議会(第五二一二号))
有事法制に関する意見書(長野県青木村議会(第五二一三号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(長野県原村議会(第五二一四号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(長野県松川町議会(第五二一五号))
有事法制に関する意見書(長野県豊丘村議会(第五二一六号))
有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(長野県穂高町議会(第五二一七号))
有事関連三法案反対に関する意見書(長野県奈川村議会(第五二一八号))
有事法制三法案の今国会での撤回に関する意見書(長野県池田町議会(第五二一九号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(長野県八坂村議会(第五二二〇号))
有事関連三法案に関する意見書(長野県上山田町議会(第五二二一号))
有事法制に関する意見書(長野県戸倉町議会(第五二二二号))
有事法制関連三法案反対に関する意見書(長野県信濃町議会(第五二二三号))
有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書

(岐阜県恵那市議会(第五二二四号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(岐阜県明智町議会(第五二二五号))
有事立法反対に関する意見書(三重県阿児町議会(第五二二六号))
有事法案の慎重審議に関する意見書(奈良県大淀町議会(第五二二七号))
有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(高根県大田市議会(第五二二八号))
有事関連三法案反対に関する意見書(福岡県山田市議会(第五二二九号))
有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県読谷村議会(第五二三〇号))
有事関連三法案反対に関する意見書(沖縄県北中城村議会(第五二三一号))
有事法制関連三法案の慎重審議に関する意見書(沖縄県南風原町議会(第五二三二号))
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出第八八号)
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
安全保障基本法案(東祥三君外一名提出、衆法第二二号)
非常事態対処基本法案(東祥三君外一名提出、衆法第二二号)

○瓦委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案並びに東祥三君外一名提出、安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案の各案を一括して議題といたします。
本日は、各案の審査に関し、防衛庁の情報公開請求者リスト問題について集中審議を行います。
この際、防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。中谷防衛庁長官。
○中谷国務大臣 初めに、六月十一日に公表いたしました調査報告書及び六月二十日に行いました処分について説明をいたします。
五月二十八日の報道に対し、私より指示をし、萩山副長官のもと、徹底した調査を行ってまいりました。本報告書は、海幕三等海佐開示請求者リスト事案、内局、陸幕及び空幕リスト事案及びこれら事案への対応等につきまして調査結果をまとめております。また、施設庁についても、あわせて調査結果を公表いたしました。
まず、海幕三等海佐開示請求者リスト事案について説明をいたします。
前海幕情報公開室三佐が、同室勤務当時、情報公開業務に必要な範囲を超えて、請求者の個人情報等を付加したリストを作成しましたが、当該リストには、情報公開業務とは何ら関係を持たない個人に関する記載があり、行政機関電算処理個人情報保護法、以下簡単に法と申し上げますが、第四条第二項違反と評価いたしました。
また、同三佐は、当該リストを内局、各幕の情報公開室や海幕調査課担当者等に配付しており、調査の結果、計十四名が当該リストの受領、閲覧または保管に關与していましたが、個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨定めた法第十二条違反と評価いたしました。
さらに、同三佐の上司である海幕情報公開室長やリストを受領した者については、法に抵触しませんが、個人情報取り扱いに関する認識が低かったなど、その対応は不適切であったと考えております。
次に、内局、陸幕及び空幕リスト事案について説明いたします。

請求者のイニシアルや団体を示す略号、職業または会社名等が記載されたリストが、五月二十八日の新聞報道後、内局、陸幕及び空幕の情報公開室において、それぞれのLANのホームページから削除等されましたが、調査の結果、各リストに請求者を特定できるような情報の記載がないことなどから違法ではないと評価いたしました。

しかしながら、個人に関する情報の取り扱いについては、慎重かつだれもが広く利用することができる情報公開法の趣旨に沿って疑念を生じないようにすべきとの点において配慮に欠けるものと考えます。

また、空幕情報公開室員延べ二名が、東京地方調査隊員一名に対して、請求内容に氏名等を加えた文書を配付しており、個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨定めた法第十二条違反と評価いたしました。

これら事案発生後の対応については、個人情報保護に対する認識の低さとチェックの甘さなどにより、上司に対する適時適切かつ正確な報告がなされておらず、結果として、防衛庁の発表の信頼性を損ない、国民の信頼を著しく失墜させることとなりました。このことは、的確な判断と正確な事実認定を欠いたためであり、防衛庁の業務処理手続において大きな問題があったと考えております。

次に、防衛施設庁の事案について説明いたします。施設部の情報公開担当の専門官が、上司への報告、了承なしに開示請求書に記入された請求者の氏名及び所属団体名等を転記したリストを作成し、LANの施設部掲示板に一時期掲載しました。このことは、情報公開業務に直接関係しない職員が閲覧可能だったことから、結果的に当該資料処理情報が目的外の参考資料として掲示されたこととなり、法第九条第一項違反と評価いたしました。防衛庁においては、調査結果により確定いたしました事実関係に基づき、六月二十日付で、大臣の補佐等、実行為、指揮監督責任の三つの観点

から、減給四名、戒告四名の懲戒処分計八名、訓戒三名、注意十名、口頭注意八名の計二十九名に対する処分を行いました。

詳細は、次のとおりであります。まず、私の補佐等が不十分であったため、職務上の注意義務違反と指揮監督義務違反により、事務次官を減給二カ月五分の一、官房長を減給二カ月十分の一、文書課長を戒告いたしました。

これは、内局、陸幕及び空幕の各リストを違法なものとして早期の公表を進行し、あなたも防衛庁において問題となり得る行為が行われていたかのような印象を国民に与えることとなったことなどによるものであります。

次に、実行為について、法に反したことにより、職務上の注意義務違反として、前海幕情報公開室三佐を減給一カ月五分の一、空幕情報公開室員と前室員の三等空佐計二名を戒告、防衛施設庁施設部の専門官を訓戒いたしました。

このほか、法に違反しませんが、前海幕情報公開室三佐の上司の海幕情報公開室長を、同三佐に對して是正のための特段の指示をせず、開示請求者リストをみずから保管したことにより、職務上の注意義務違反と指揮監督義務違反として、減給一カ月五分の一といたしました。

また、内局情報公開室長を、上司に報告することなく五月二十八日の新聞報道直後にホームページ上の資料の削除を指示したことなどにより、職務上の注意義務違反として、戒告いたしました。

さらに、指揮監督責任について、各幕僚長及び防衛施設庁長官を、組織の長として隊員に対する指揮監督が不十分であったことから、注意処分といたしました。なお、陸上幕僚長は、海外出張中のため、帰国後処分を行います。

また、情報公開に絡む問題として社会的影響が大きいため、一次監督者のみならず二次監督者まで処分を行いました。

次に、再発防止策について触れたいと思います。情報公開業務における今般の事案の根本には、大半の職員の個人情報保護に対する認識の低さと

チェックの甘さがありました。

今後は、全職員の意識改革、個人情報に関する教育研修、個人情報保護のチェック体制の充実及び情報公開業務実施手続の改善を柱とした再発防止策を徹底し、これらを通じて、国民が安心して情報公開請求を行えるよう最大限努力をしてまいります。

次に、海幕三等海佐開示請求者リスト事案等に係る発表用資料の作成経緯について説明をいたします。

防衛庁としては、当初、「調査報告書の概要」と「調査報告書」に加え、「防衛施設庁施設部における「情報公開処理状況(施設部関係)」に関する調査結果」と法的評価に関する参考資料としての「個人情報」とは「四つの資料を作成し、官邸及び与党への説明をした上で、これらの資料を使用して与野党国会議員や記者の方々へ説明を行うことを考えておりました。

このため、事務次官が、十日に官房長官に、四つの資料のうち施設庁に関する資料を除く三資料を持参の上、「調査報告書の概要」の案に基づき調査結果のポイントを、十一日、総理にも四つの資料を添えて調査結果の主要なポイントを説明し、総理からは、国民にできるだけわかりやすい形で説明せよとの趣旨の御指示がありました。

また、十一日午後、人事教育局長が与党幹事長及び国対委員長に説明した際には、「調査報告書の概要」の証拠隠しに係る記述については、証拠隠しを行っていないなら誤解を受けないような表現にする必要はないか、「調査報告書」はバックデータにすることも考えられるといった趣旨の御指摘をいただきました。

その後、私は、国民に対し簡潔でわかりやすい説明を行うとの趣旨に立ち、発表用資料については、法理的に端的な表現で書かれているものの方がいいとの判断から、「調査報告書の概要」を若干修正した「調査報告」を作成いたしました。会見等では、これと個人情報に関する参考資料を配付し、「調査報告書」及び施設庁に関する資料の

内容を口頭で補足して説明することとし、午後五時ごろ、人事教育局長が記者ブリーフィングを開始いたしました。

一方、午後五時半ごろには、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会理事会上において、「調査報告」を提出し、この際、出席した防衛局長は、その時点における防衛庁の正式な発表用資料が「調査報告」であることから、その旨を述べたところでありました。

当日の記者ブリーフでは、実際に配付された資料が簡単なものであったことを背景として、記者側より事実関係の細部についても強い関心が示されましたので、「調査報告書」及び施設庁に関する資料も配付いたしました。委員会には次の日配付をいたしました。

発表用資料の作成経緯は以上のとおりであり、私としては、精いっぱい判断し、努力をし、対処したつもりではありますが、今回の調査結果の発表の際の防衛庁の対応により、結果として混乱を生じさせたことは遺憾であります。御批判は謙虚に受けとめ、今後の国会審議の中で誠意を持って説明するなど対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○瓦委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁防衛参事官柳澤協二君及び防衛庁人事教育局長宇田川新一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○瓦委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細野豪志君。

○細野委員 おはようございます。民主党の細野豪志でございます。

ただいま防衛庁の長官の方から、今までの調査の経緯、御説明をいただきました。冒頭の部分でずうっと書いておられますのは、今防衛庁がやってきたことに対して、情報公開法という趣旨に基づいて明らかに反する行為があったところをお認めになった報告になっております。

この部分については、もちろんこれは大問題として私も議論の対象としていきたいと思っておりますけれども、もう一つ、まず冒頭で私が問題としたいと考えておりますのは、この後半の部分、最後の部分に出てきております、この資料の発表の経緯であります。

きょうは六月の二十四日でありませけれども、当初、この特別委員会の開催は六月の十三日が予定をされておりました。私もその十三日の質問に向けて準備をしておいた、その十一日、この資料が発表されたわけですが、発表される経緯の中で、五時過ぎでしょうか、この四ページのものが、これが調査報告書だよという発表がありました。五十ページぐらいのものが出てくるという話はずっと前から防衛庁から出ておりましたので、これはどうなんだということ、我々野党の中からも、そしてその情報を国民に伝える、そういう義務がある記者の皆さんからもさまざまな要求があつて、そして九時過ぎでしょうか、四十ページ近くわたるこういう報告書が出てきたという経緯がございます。

まず総理に伺いたいんですけれども、私、この報告書が出てきた経緯、この四十ページのもので出てきた経緯、これは与党とか野党とかいう立場を超えて、夕方からの混乱というのは大変私は残念である、防衛庁としては大変情けない対応であつたというふうには私は思っております。総理はこの部分についていろいろコメントはされていませけれども、この十一日の経緯について、しっかりと、どういう見解を持っていらっしゃるのか、その話をまだ伺うことができておりませぬ。まず、この十一日の混乱の経緯について、総理としてはどういう評価をされているのか、それを

伺いたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 この防衛庁のリストの問題につきましては、できるだけわかりやすく国民に説明すべきだという指示をしていただけたわけでありまして、そういう中において無用の混乱を来したということは大変残念であると思ひます。

いろいろな御批判を真剣に受けとめて、今後、このような混乱、不安を与えないように信頼回復すべき、しっかりと対応をとってもらいたいと思つております。

○細野委員 無用の混乱という話がありましたけれども、何といひませうか、総理のこの部分についての主体性に関して、私、やはり、この先ほど防衛庁長官に説明いただいたものを見ても、大きな疑問を持つわけでありませぬ。

というのは、総理は、事務次官から四資料、すなわちこの四十ページのものを含めた御説明を受けられたわけですね、防衛庁の方から。当然、これを全部国民に公表する前提で、このときお話を聞かれたんじゃないんですか。

四十ページの報告書、総理自身、このとききちつとごらんになって評価をされたんですか。この点伺ひます。

○小泉内閣総理大臣 概略を説明を受けまして、これをわかりやすく説明しなさいと指示いたしました。

○細野委員 わかりやすくという意味は、この四十ページの報告書を国民に公表しろと。

これは、細かい話じゃないですよ。この報告書を読みながら、どういう事態があつたのかと関心を持っていた。情報公開のあり方が防衛庁でどういふふうな運用されているのか、これを知りたいんです。

これを、総理としては、出す前提で防衛庁に指示されたということよろしいんですか。

○小泉内閣総理大臣 私はそこまで、何ページのものを任せ、どれを任せという、そういう細かい指示は出しておりませぬ。

○細野委員 これは、総理、政府の報告書ですよ、

政府の報告書。防衛庁が出す報告書で、総理がそれを事前にごらんになって、それで総理は、そんな細かいことは知りませぬ、そんなことをおっしゃって本当にいいんですか。

細かいことに興味を持ったのはだれですか。それは、与党の幹事長三人じゃないですか。今この問題の経緯で一番不可解なのは、総理はこの部分に関してほとんど御関心がない。ああそうですか、国民に頑張つて説明してくださいということをおっしゃって、与党の幹事長三人は、この四十ページのものは、これは参考資料にしたらどうだ、そういう話があつた。

この官邸の無関心さと、そして与党のこの圧力というものが相まって、こういう形でどつちらけたわけじゃないですか。私、この温度差、総理、本当に反省していただかなければならないと思ひますよ。

防衛庁長官にお伺ひしますが、先ほど御説明ありましたけれども、この四十ページの報告書に関しては、与党の三幹事長から、この問題に関して、これは出さない方がいいんじゃないかという御意見が出るまでは、これは出すつもりだったわけですよ。そして、総理にこの説明をされるときは、当然それを出す前提で説明をされたんじゃないんですか。この点、事実関係をまず防衛庁長官にお伺ひします。

○中谷国務大臣 当初は、その報告書の存在につきましては、記者会見等でその前の週にも記者の皆さんとお話したこともございますし、当日はブリーフにおいてそのような説明を行うという予定でございましたが、しかしながら、与党三党を初めいろいろな人の御意見を伺ひまして、その説明の際の正式な資料としては、明確でわかりやすく、簡潔、そして法理的に端的な表現で書かれているものの方がいいという御意見もありました。

さまざまな意見のある中で、最終的に決めたのは私でございますが、そのような観点において、報告書といたしましてはその四枚紙でありました

けれども、ブリーフィングにおきましては、報告書に基づいて丁寧にわかりやすく行つたわけでございますが、その報告書を出していただきたいという要望がございましたので、それに応じて提出をしたというのが正直なところでございます。

○細野委員 それは、四ページのものが読みやすいですよ。読みやすい。事実関係を知りたい人にとっては、これはちゃんと読む方がわかりやすいに決まっているじゃないですか。口頭で説明するよりも、資料できちつと書いてあるものの方が皆さんにわかりやすい、こんなの当たり前でしょう。

では、お伺ひしますが、今、要求があつたからこの四十ページの報告書を出したとおっしゃつた。では、仮に要求がなかつたら、これを出すことはなかつたんですか。ここをきちつと答えてください。重要ですよ。

○中谷国務大臣 その四十ページの資料も四ページの資料も、質は同じでございます。その四十ページの内容を端的に、簡潔で、明瞭に、わかりやすく、結論的に書いたのが四ページでございます。質は同じだと考えておりました、仮に要求があつたらその本体の報告書はお出しするつもりでございますが、要求がない場合は、それはお出しする必要がないということでございますが、要求があつたから提出をしたわけでございます。

○細野委員 要求がなかつたら出すつもりはなかつたとおっしゃいましたね。当初出すつもりだったものを、与党からそういう話があつて、幹事長から話があつて、要求がなければ出さないことにした。これを隠べいと言わずして何を隠べいと言ふんですか。

それで、同じとおっしゃつたけれども、明らかに一方所変わつている点がありますね。二方所あります。一番問題になつていのは三ページの部分で、証拠隠しを行つたと言われてもやむを得ない、この記述が、この四ページのものでは削除されていませぬ。本当に初めからこれを出すつもりであつたならば、こつちには、証拠隠しの意

さい。

○中谷国務大臣 この報告のあり方の決定につきましては、いろいろな意見を聞きまして最終的に私が決断をしたことでありまして、私に責任がある問題でございます。

○細野委員 混乱の責任を部下になすりつけて、この部分に関して記者会見であなたは確かにそう答えているんですよ、今回の報告のあり方についての混乱の責任も含めて官房長が更迭だとおっしゃっている。明らかにこの部分逃げておられないですか。

これは、防衛庁というのは非常にモラルが大事、規律が大事な組織、だれにどの責任があるかはきちっと判断していただかなきゃならない。その防衛庁長官自身が、報告書のあり方に関するその部分の責任も評価の対象になっておっしゃって、自分の責任については言及がない、処分されない。これは、私は本当に、防衛庁、今後のことを考えると深刻な問題だと思いますよ。

では、総理に伺いますけれども、もう一つ、今回の防衛庁の問題に関して、正直、大変心配になったのは、本当にこの組織に日本の危機管理を任せたいのかという問題であります。

報告書がもう五時ごろには記者の手に渡っていて、我々野党のところにも情報が来ている。それで、この特別委員会の理事会でも、いや、そういう報告書はありません、これだけですとおっしゃっている。明らかにその時点でもう危機管理が成り立っていない、情報管理が成り立っていないわけですね。

総理は、今回のことに関して、混乱に関して、よく調査をして国民の不安を取り除くようにとおっしゃいましたけれども、今のこの防衛庁の体制、防衛庁の長官の十一日の対応は、本当に私は優柔不断であつたし、危機管理がなっていないかつたし、そして、最終的に責任もとられない。この防衛庁長官に本当に日本の危機管理をこれから任せていくのが総理は適当だとお考えになるのかどうか、お答えください。

○小泉内閣総理大臣 今後、反省すべきは反省し、国民に不安と混乱を起こさないような体制をとるのが防衛庁長官の責任だと考えております。

○細野委員 総理はこの問題に関して、今の答えだと何にもしないということですよ。では、総理、伺いますが、この防衛庁に対する信頼と、そして情報公開法を政府できちっとした形で運用していくということに関して、これからどういう行動をとられるんですか。どうやって信頼を回復されるんですか。今後の総理の何をされるのかという点について伺います。

○小泉内閣総理大臣 情報公開と個人情報保護すべき問題、これについてよく注意して、不安を起さないような各省庁内の体制をとることが重要だと思っております。

○細野委員 ほとんど一般論に終始される総理でありますけれども、この問題はもう少しきちっとフォローしていかなきゃなりませんので、その時点でもう一度、いつか総理にこの質問についてはお伺いしたいと思います。まず報告書の本身、もう少し入っていきたいというふうに思います。

防衛庁長官中心にお伺いしますが、報告書の中では、三等海佐、一番今回大きな問題になった三等海佐の問題については、あくまで個人の発意で行つたとされていますね。さんざん、いろいろ議論があつた。これは組織的な違法行為なのか、もしくは、これはあくまで個人の行為なのか。この部分に関してさんざん議論があつたところですが、この表現方法というのは、これは三等海佐が個人で行つたというふうには防衛庁長官が判断されたということなんでしょうか。

○瓦委員 防衛庁宇田川人事教育局長。(細野委員「長官にお伺いしています。長官です」と呼ぶ)

防衛庁長官中谷元君。
○中谷国務大臣 本件につきましても、事実関係を詳細に調べました。その本人の証言、またほかの証言等もあわせて、その結果をいたしまして、該当の三佐がこのリストを作成したのは、三

佐の発意によるものでありまして、上司の指示やほかの部署からの依頼に基づくものではなかったという点。また、このリストの作成作業は、専らこの三佐によって行われたものでありまして、この三佐以外の者が、リストの作成のために使用されることを認識しつつ開示請求者の個人情報と同三佐に提供したとか、同リストの作成作業に協力したというような事実は確認をされなかったわけでございます。

○細野委員 あくまで個人の発意によってなされた完結をされた、そういう判断だということに思っています。今の御答弁を伺う限りです。でも、この報告書、結構、私熱心に読んでみても、これも、本当に個人の行為だとは思えないんですよ。まず第一点は、そもそもこの三等海佐は、海幕の情報公開室の担当に平成十三年の四月になって

いるんですよ。その数カ月後、七月の時点では、上司である海幕の情報公開室長は、この三等海佐がリストをつくっていることを知っているんですよ。組織の長がですよ。それでそのまま放置をしている。

さらに、もつとと言うと、三等海佐に異動の内示があつたのは、平成十四年の二月となつています。そして、その時点で、同じく上司である海幕の情報公開室長にリストをどのように扱いますかというように相談しているんですよ。そして、上司がそのリストを引き取って、さらにもう一つ非常に重要なのは、この三等海佐は、自分のこのファイルについては、みずからは削除している。上司に託して、みずからは削除している。個人で持つて歩いているんじゃないですよ。

この引き継ぎ行為があつて、しかも海幕の情報公開室長が今回の事件が発覚するまでこのファイルを持っているという事実をもつても、これは明らかに上司と部下のことを考えて、組織自体としてこのファイルをつくっていた、これは明らかじゃないですか。この上司と部下の関係を組織じゃないとしている根拠は一体何なんですか。
○宇田川政府参考人 事実関係については委員御

指摘のとおりでございますが、引き継ぎを受けた海幕の情報公開室長は、それをそのまま保管していたということでありまして、一切手を加えておりませんし、使用した形跡はございませんので、それをもつてして組織的に作成したと言ふことはできないと思ひます。

○細野委員 長官、いいですか、違法性の認識も共有しているんですよ。三等海佐もこれは違法かもしれないと思つている。上司も違法かもしれないと思つている。そこでデータが引き継がれていて、これは組織的な違法行為じゃないという根拠が、防衛庁長官、あると思ひますか。しつかりこれ答えてください。

○中谷国務大臣 組織的とか、組織とは何かということでございますが、事実に基づいて調査をしまして、これを作成したのは、該当の海の三佐が業務に使うのに便利じゃないかという思いで作成をし、上司もそれを黙認していましたが、最終的にそれを受け取つたという点におきましては非常に不適切な行為であるという点で懲戒処分の対象にいたしました。これは事実に基づいてそのように行つたわけでございます。

○細野委員 では、もう少し詳しく伺いますが、人事教育局長、三等海佐から上司である情報公開室長にどういふ引き継ぎがあつたのですか、何を話をしたのですか。これは組織が個人かという判断をする上で極めて重要ですよ。きちつと答えてください。

○宇田川政府参考人 報告書にも述べたところですが、三等海佐は、自分の転勤が近くなつたということから、自分の持つていたフロッピーをどうしようかということから海幕の情報公開室長に相談したわけでありまして。そうしたところ、ほかに引き継ぎ者がいないということから自分が引き継いだわけでございますが、これは、あくまでそのものを保管するという意味だけでありまして、その上司が、海幕の情報公開室長がその後ほかの部下に命じたり、あるいは自分でほかの情報を収集したり、あるいはまたフロッピーを更新したりと

いうことは一切しておりませんので、その時点で……(細野委員)それは聞きました、それは結構です」と呼ぶ)はい。

○細野委員 今、人事教育局長からは引き継ぎという認識はあったというお話ありましたね。私もいろいろ仕事、今まで変わってきました。部署も異動した経験がありますけれども、引き継ぐ、何を引き継ぐかといった業務の内容を引き継ぐんですよ。これは、業務として少なくとも三等海佐が認識をしていたということは明らかじゃないですか。個人じゃないですよ、これは。

委員長にお願いします。これはきちつと、海幕の情報公開室長にきていただいて、どういう形で引き継ぎがあったのか、それをどう認識をされたのかというところについて聞かないと、この事実関係は明らかになりません。これは、個人の問題なのか、もしくは組織の問題なのかということ判断するのに極めて重要な参考人だと私は考えます。ぜひこの委員会での出席を求めたいと思えます。

○瓦委員長 後刻、理事会におきまして協議をいたします。

○細野委員 私は、組織という意味において、海幕の情報公開室についての話をしました。もう少しこれは拡大する可能性があると思っております。といいますのは、この海幕の情報公開室の三等海佐がつくっていたリストというのは、海幕に出された情報公開のリストだけではないんです。内局に出てきたものも、陸幕に出てきたものも、空幕に出てきたものも、その全体のリストを作成している。

そして、そこで載ってきている、問題となった受験生、受験者、括弧、これは何か病名が書いてあったという報道があります。センシティブ情報ですので私側からは申しませんが、それで失格であるとか、反戦自衛官であるとか、そういう問題となった記述は、その他の情報公開室の担当者から聞いたという話になっている。三等海佐が見られたのは行政文書の開示請求書だけという記述が

ありますので、これは他の情報公開室の室員から聞いたわけですよ。

この部分に関して、どういうところが、どういう形で情報を提供したか、この辺しつかり調査されているんですか。その記述がほとんどこの報告書にないんですよ。御答弁ください。

○宇田川政府参考人 今お尋ねのA三等海佐が入手した方法であります。それはほかの情報公開室の担当者との意見交換や雑談の中で得たものであります。そのことは報告書の四ページに記述されております。

ちよつと読み上げますと、「A三等海佐が他課の担当者から入手したとする個人情報、これら担当者との意見交換や雑談の中で同三等海佐が得たものであり、担当者の方にしてみれば、意見交換や雑談の中で聞かれたことに答えることができる」という認識はなかった。というふうなことで、一応調べたものは記述しております。

○細野委員 では、具体的に一点だけ伺います。「受験者の母」という情報は、これは受験者のリストを持つところからしか得られないですね。これはどこから情報を得ているんですか、三等海佐は。これは場合によつては、そこに受験者のリストがあったとすれば、そのリスト上の情報を流しているという意味においては、この行為自体、行政機関の個人情報保護法の十二条に違反する可能性はありませんか。この情報をどこから得たのか、御答弁ください。

○宇田川政府参考人 委員お尋ねの、海幕三等海佐が、受験者、病歴であります。その、母という情報を得た経緯であります。これは開示請求者から情報公開請求に関する作業の過程において受験者の病歴を知った他の職員、これは陸幕であります。陸幕の情報公開室員との意見交換の中で得たものであると承知しておるところであります。

○細野委員 陸幕から得たということでありまして、これは、それぞれ本場にちゃんと調べないと、

相当いろいろな問題がある可能性がありますよ。

加えて言うと、私、この報告書を見てみて、なるほどなと思った部分がある。それは、この三等海佐がなぜそのリストをいろいろな人に配って回ったかという問題なんです。自分でつくっておいて整理するだけなら、自分で持っていればいいわけですよ。わざわざ他の部署の情報公開室にこのリストを配ったのは、そういう情報がある人に対して感謝の気持ちがあったこと書いてあるんですよ。(発言する者あり)何がいいことなんですか。感謝の気持ちが合ったということは、情報を提供した側、出した側ともらった側、これは同じである可能性もあるんじゃないですか。どうか、そう考えるのが自然ですよ。情報を出した側と情報をもらった側、例えば同一人物がいるとしたら、ここは矛盾しているんですよ。同一人物

○宇田川政府参考人 委員の御質問は、お互いに相互の関係があったということだということであれば、私どもの調査の結果はそうではございませんでした。と申しますと、この三等海佐は頻繁にその情報公開室に行つて雑談とか意見交換の中で情報を収集しているわけですが、渡した方、結果的に渡す結果になっているんですが、渡した方はA三佐がつくっているリスト作成のため協力する意識は全くございませんでした。これは何回も確認しましたが、そうでございました。しかしながら、A三佐の方で、あなた何で渡したのかというのを確認しましたら、それは、彼がいろいろなほかの情報公開室とのやりとりで入手した情報も自分がつくっているリストの参考としてありますので、これら担当者への感謝の気持ちもあつたということでありまして、はっきりと一方通行の話であつたと認識しております。

○細野委員 局長、感謝の気持ちというところ、成り立たないじゃないですか。三等海佐は情報をもたらした感謝にそのリストを渡したと言っているんですよ。同一人物がいるのかいじゃないのか。

もし仮にそれがいないとすると、逆にこの感謝の意味は極めて深刻になるんですよ。というのは、それぞれの、違う、陸幕や内局の情報公開室が組織として情報をくれたから、その組織の人間に渡したということになるじゃないですか。しつかり答えてください、この部分は。

○宇田川政府参考人 先ほども申しましたが、間違いなく三等海佐はほかの情報公開室から情報をとっております。ところが、とられている、あるいは情報を提供したとA三佐が思っている人間については、報告書にも書きましたけれども、A三佐のつくっている開示請求者リスト作成のために協力するという認識は全くございませんでした。したがって、A三佐は感謝の気持ちを持っていましたが、片方は全くそういう意識はなかったというのが調査の結果であります。

○細野委員 いや、ここはやはり一番矛盾しているんですよ。

本場にそれぞれの情報がどこから来たのか。例えば、これですよ。情報を出した側がリストをもつていけば、そのリストを見たら、自分の出した情報が書いてあるの、すぐわかりますよ。その感謝が、仮に一方の関係をないとしたらと深刻で、組織としてお互い認識していたということになるんじゃないですか。

この部分に関しては、本場、私、防衛庁全体の問題としてきちつと調べていただきたい。この部分に関して、もしきちつとした調査ができないのであれば、陸幕と、そして空幕と内局、それぞれの情報公開室の担当者に出てきてもらつて、どういう情報のやりとりがあつたのかというのを正確にこの委員会が議論をする必要がある。どちらかをきちつと防衛庁に担当していただくように委員長にお願いいたします。

○瓦委員長 当委員会におきまして、委員の質疑をそのままお続けください。よくまた理事会におきまして御相談をさせていただきます。

○細野委員 これはもう理事の皆さんにお任せするしかありません。

海幕の情報公開室の話をしました。そして、この報告書を見ただけでは、陸幕や空幕や内局の情報公開室もつるんでいたという可能性がある。この報告書を見たらそう読めるんですよ。それに關してきちんとした答えが出なければ、これは防衛庁に対する疑念なんてとても晴らせませんよ。その意思があるのであれば、きちっとそういう調査をしていただきたい。理事会ではそういう議論をしていただきたい。これは私から最後に要望させていただきますというふうに思います。

時間がなくなってきましたので、最後、一つ私が一番怪しいと思ってる人物について御質問させていただきます。防衛庁の情報公開室のE室長。防衛庁の情報公開室です。防衛庁の情報公開室は、防衛庁の情報公開室です。防衛庁の情報公開室は、防衛庁の情報公開室です。

防衛庁の情報公開室のE室長。防衛庁の情報公開室です。防衛庁の情報公開室は、防衛庁の情報公開室です。防衛庁の情報公開室は、防衛庁の情報公開室です。防衛庁の情報公開室は、防衛庁の情報公開室です。

その情報公開室長は、二十七日にその請求を受けた後、二日後、二十九日に、内局にも情報公開のリストがあつたことがわかつた、それにイニシアルがあつたことがわかつた。それを部下に命じて消させているんですね、イニシアルの部分。しかも、そのデータを上書きしていること、そしてそのことを、データの存在も、そしてそれを消去したことも上司には一切報告していないんです。内局の情報公開室長は。

さらにもう少し先を読むと、五月の三十一日には中谷防衛庁長官自身から、シンガポールへ行かれる前に、もつとちゃんと調査をするようにという指示をこの内局の情報公開室は受けている。主体的に調査を始めているんです。そして、陸幕や空幕それらの情報公開室の担当者を集めて、ちゃんとリストを出せということ請求して、まさに内局の情報公開室にそのリストを集めて、これは問題があるんじゃないかという議論をしているんです。

です。

このときに内局の情報公開室長は、当然ですけれども、みずからこのところにリストがあること、みずからはその情報を消去したことを知っていたはずですね。それであるにもかかわらず、内局のリストの存在が明らかになったのは、何と防衛庁の長官が記者発表、中間発表をされる直前の六月三日の未明。この二十七日から三日の経緯を見ると、内局の情報公開室長は、まさにこの調査の真ん中に座っていたにもかかわらず、一番最後まで情報を出していないんですよ、みずから調査していたのに。これは、隠匿の意思はなかつたかと報告書に書いていますが、明らかに、陸幕、空幕のリストと比較して、内局が同じ種類のリストであることをわかつていたはずなんです。それが最後まで出てこなかつた。本当にこれ、隠匿がなとお考えなんですか。

けさ、私、一つ新しい情報を得ました。この内局の情報公開室長は、他の部署に異動になった。これは、隠匿の意思があつたということと防衛庁の長官が判断されたというふうに考えてよろしいんですか。これは、隠匿の事実があつたかなくなつたかを判断する上で極めて重要。

さらに、最後に、この四枚で出すときに証拠隠しの意図はなかつた。消されたことに関する重要な政治責任も含んでいます。防衛庁長官に、最後、この点については御答弁いただきたいと思ひます。

○中谷防衛大臣 結論といたしましては、証拠隠しをした事実がなかつたものの、証拠隠しをしたと見られてもやむを得ず、不適切であるということとであります。

事実、内局のLANにつきましてはイニシアルでありまして、それが法律に触れるかどうか、正直言つて彼自身もわからなかつたと思ひます。その時点で法律に触れるんだということがわかつたら、その申告を行うべきでございますが、事実として、このイニシアルが法に触れるかどうかという点についてはわからずに、一時的に、これが違

法性じゃないかということではほかの部署から指摘をされて、それで報告を上げたわけでございますが、結果として違法でない評価をいたしてございまして、まさに、それが法律に触れるかどうか彼自身も迷つていたし、当然、違法であると彼自身も思つたら、その時点で報告をしてきたというふうに判断をいたします。

○細野委員 違法かどうかということをご質問にしているのではないんです。防衛庁という組織は命令系統はきちつとしていなきゃならない。仮に、きちつと調査をし、そういう命を防衛庁長官から受けて、みずからそれを隠していたとしたら、これは組織としては完全に破綻しているんです。その部分については証拠隠しの意図があつたかどうかということもきちつと委員会の場所でもはつきりしていただきたいということを申し上げておきます。

最後に、委員長に、この内局の情報公開室長はなぜか、ほかの情報公開室長と違って、彼だけは先週の金曜日に異動されたということですが、長官官房の秘書課の部長ということでございますが、きちつと出てきていただきたい、その辺の意図について御答弁をいただきたい。その参考人を要請したいと思ひます。ありがとうございます。

○互委員長 この際、枝野幸男君から関連質疑の申し出があります。細野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。今の細野さんの質問に続きまして、リスト問題についてお尋ねをしたいと思います。リスト問題について整理をしたいと思います。

この問題、いろいろな問題点があるんですが、まず出発点になった、特に、海幕が一番最初にわかつたわけですけども、リストをつくつていたという問題。これは、何がよくないことなのか、なぜ問題なのかというところについての御認識が十分にあるのか。法律のどこに違反をしましたと申しますと、かということ報告書に書いてあります。

す。しかし、実質論、本質論として、なぜ法律で規制をされているのか、なぜ今回国民的な批判を浴びているのか、どこが問題であつたのか、まず総理にその見解をお尋ねいたします。

○小泉内閣総理大臣 必要でない情報はとる必要はない、これをやはり趣旨徹底されてきたのかどうか、そして情報公開と個人情報保護という認識を各職員がしっかりと持つていたかどうか、そういう点について甘い点もあつたのではないかと反省すべきは反省して、このような不安や混乱を起こさないように今後対処しなきゃならぬと思つておきます。

○枝野委員 まだ抽象的なんです。情報公開法というのはどういう法律なのか。何人も情報公開請求できるという法律です。そして、情報公開法の手続は、開示請求をする者の氏名や住所、そして何を公開してほしいのかということさえ申し出れば、あとは公開できない秘密に属する事項なのかどうかという判断だけで、どんな人が請求したものであつても公表されるという法律なんです。その情報公開法に基づいて請求をした人の個人について関心を持つこと自体が、情報公開法の趣旨を理解していないということじゃないですか。

これは防衛庁長官。

○中谷防衛大臣 まさにそのとおりでございます。情報公開法の趣旨に沿つて業務を行つていかなければならない、これは反省点として謙虚にそして重大に受けとめて、反省をさせていただきますと思ひます。

○枝野委員 時々、一部の新聞にも出ておりましたが、新聞に載つていた与党内部の会議、報道です。正確かどうかはわかりませんが、中には、情報公開で防衛庁の情報に関心を持つような請求をした人のリストをつくるのはある意味当たり前じゃないか、つくつていたのがばれてしまつたのが問題なんだという議論をする人がいます。こういう意見について、総理、どう思ひますか。

○小泉内閣総理大臣 それは、どういふ人が何を言っているのか、私は確認しておりませんが、今議員が指摘したような情報公開の趣旨をよく理解すべきであれば、そのような発言はなかつたのではないかと思っております。

○枝野委員 ぜひ、総理御自身がそういう正確な御認識をいただいているのであれば、そういうたわけのわからない議論が出てこないように、政府・与党のトップとして指導力を発揮していただきたいというふうに思います。

ちなみに、行政の情報公開法にはきちんとして、公にすることに国の安全が害されるおそれのある情報は公開しないでいいというところが書いてあるわけですから、どんな人が求めてきたとしても国の安全にかかわる情報は出さなければいい、出しても問題のない情報を出すんだということですから、逆に、本当に国の秘密にかかわる、安全保障にかかわるような情報にアプローチしたいと思っている、例えば外国の情報機関のようなものが、正々堂々と表玄関から情報公開法で情報公開をしてくるはずがないわけなので、今のような、先ほどの私を取り上げたような議論はそもそも観念論で、実態を全く見ていない議論だということを指摘しておきたいと思えます。

さてそこで、先ほど来、個人の問題なのか組織の問題なのかということが議論になっていきます。これは特に、この三等海佐の処分が重いか軽いかというところにもつながっていく話であります。今私が申し上げたとおり、これは情報公開法の趣旨というのをよく理解していなかつたというところが本質的な問題点であるのだとすれば、リストをつくったのは、これは例えば、三等海佐個人が自分のパソコンに向かって、あるいは自衛隊の自分の預かっているパソコンに向かって入力をしてリストをつくっていたんでしょ。

しかしながら、皆さんのなされた調査報告の中でも、九名ですか、この三等海佐の方は、自分でつくったリストを防衛庁・自衛隊の中にまいていらつしやるわけです。その中には、情報公開の海

幕の室長なども含まれている、情報公開の責任者も含まれているわけですね。途中でどなたも、このリストをつくったとされる三等海佐を処分しようとか、まあ人間、やったことを、まずいことをされるのは嫌ですから、少なくとも途中でやめさせる、問題にするという行動を、例えばこの海幕の問題一つとっても、だれもしていない。

つまり、受け取った人たちも皆さんもみんな、このリストをつくったことをまずいかなとは思いつても、まあいいやと思つてたということも明らかですね。これはお認めになりますよね。

○中谷国務大臣 この点については極めて不適切でございます。懲戒処分の対象といたしまして、各室長はその行為が非常に不適切であつたという点で認めております。

○枝野委員 この三等海佐、情報公開の窓口の担当です。そして、海幕の情報公開室長などにも渡つていた。情報公開の担当者が情報公開法の趣旨を全く理解していなかつたということになるわけですね。だれがこんな人事をしたんですか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、情報公開や個人情報保護という観点で、防衛庁といたしまして認識が低かつたこととございまして、厳に反省をいたしまして、二度とこのようなことがないように、教育を徹底し、システムを改善しまして、開示請求をしてきた方の個人情報も庁内不必要なところに漏れることがなく、またプライバシーも厳重に守られるように、そのような体制をとつていかなければならないと思つております。

○枝野委員 質問にお答えをいただきたいのですが、だれがこういう人事をしたんですかとお尋ねしているんです。

○宇田川政府参考人 自衛隊員に対する人事権一般につきましては、自衛隊法第三十一条の規定するようによつて、原則として防衛庁長官あるいは施設庁長官が有しているところであります。隊員の階級等に依りまして、各幕僚長に人事権を委任してこれを行つておられるところであります。

今般の海幕三等海佐開示請求者リスト作成事案

等において、違法行為を行った前海上幕僚監部情報公開室員及び前室員の三等空佐二名の人事権につきましては、基本的にそれぞれ海幕長、空幕長でありまして、それからまた……(枝野委員「いいです」と呼ぶ)はい。

○枝野委員 そうですね。それぞれの幕僚長が人事を行つておられる。

ちなみに、では、例えば防衛庁所管法ではない、今回は情報公開法であつたり個人情報保護法であつたりする、いろいろな法律があります。省庁内の担当者が新しい法律をきちんと勉強して、その趣旨にかなつた対応をするようにというふうな管理の責任はだれが負つておられるんですか。

○宇田川政府参考人 新しい法律とか制度ができた場合の教育につきましては、大きい場合には、新しく局長クラスを頭にプロジェクトチームをつくりまして、そこに各幕僚監部とか内局とか各機関が入つたプロジェクトチームをつくつて推進する場合もあります。

それからまた、そうではなくて、それほどないものにつきましては、それに関連する所管課といたしまして、関係する部局であります。ここが検討することになることとなります。

○枝野委員 それでは、今回、情報公開法というのは平成十三年四月一日の施行です。済みません、これ、きちんと通告していなかつたので正確にすぐ答えられるかどうかはわかりませんが、これだけ大きな法律ですから、あるいはプロジェクトをつくつたというところであれば記憶があると思うんですが、いかがですか。

○宇田川政府参考人 済みません、ちょっと正式名称は忘れましたが、前年度から、かなり前から全庁を挙げたプロジェクトチームをつくりまして、そこで方法とかいろいろやり方を検討していた、検討しておるところであります。

○枝野委員 そろそろちゃんと教育をし、教育のできた人を責任者、担当者にしていなかつたからこういう事件が起つたんじゃないんですか。防衛

庁長官、これは。判断の問題ですから。○中谷国務大臣 私が就任する前でございますけれども、聞く話によりますと、この事業を始める前にはプロジェクトチームを設けて、そこで研修をしたり、またそれに必要な資料等を配付して、情報公開の趣旨また個人情報保護等に対する研修また教育等は行われておつたというふう聞いております。

○枝野委員 ですから、そういう研修とかをきちんとしていれば、情報公開法というのは、何人もという要件で請求を認めるといふことでありますし、当然そういう人たちの、どういふ方が請求したのかんといふことについて、受験生の母みたいな、反戦自衛官みたいな、個人の属性にかかわるようなことをいろいろリストにしたりしちゃいかぬといふことは、当然教育できていなきゃいけない。それなのに、この三等海佐の方も情報室長すらもそういう意識に欠けていたといふことは、その準備の教育研修のところに問題があつたからといふのは明白じゃないですか。そうじゃありませんか、防衛庁長官。

○中谷国務大臣 非常に、結果としてこのような事態を招いたという点につきましては、大いに反省をしたいと思います。

○枝野委員 私は、そういうところは間違いなく組織としての問題としてとらえていただかなくやいけないんですよ。それはどんな組織だつて、最後に何かの実行行為を、物理的行為を行うのは一人なんです。それから、どんな組織が、例えば組織ぐるみと言われるような違法行為をするときでも、ある組織の中の一部の機関の何人かの人が違法な行為をするんですよ。問題は、それがそれぞれの組織全体の中のさまざまな原因に基づくものであるのか、それとも個人がちょっと特殊な、変わった、困つた人だつたから起つたことなのか、そこが本質的な問題なんです。

この三等海佐は、この個人の方が特に変わった、困つた人、違法精神に欠けた人なんです。私は、少なくとも防衛庁の調査報告を見る限りは、

そうではない。むしろ、こういった程度の教育と
こういう感覚のままで担当窓口にさせられたとい
う意味では、国民に対しては加害者かもしれない
けれども、防衛庁の中では被害者じゃないですか。
違いますか。

○中谷国務大臣 基本的には情報公開と個人情報
保護法に基づいて実務を行ってきたと認識をいた
しておりますが、これに逸脱した行為がその三等
海佐にありまして、それは非常に国民に対して申
しわけのない行為でございます。また、それに気づ
かずに、またそのリストを受け取ってもそのまま
保持してきた者にとりましても、やはり情報公
開また個人情報保護、これの認識が必要なものだ
とございますが、基本的には法を犯した者がよくな
いということでございます。

○枝野委員 それは国民との関係では、それは公
務員の方はどんな現場の方でも法を守って国民に
迷惑をかけないようにするという責務をそれぞれ
個人としては負っているわけですから、私は彼が
責任がないとは言いません。国民との関係
では、彼は法に触れることをしてしまっただか
ら責任はある。

だけれども、きちんとした教育も、きちんとし
た情報公開についての意識を持った室長も置かな
いような情報公開を始めてしまったという、組織
全体としてのゆがみの一種の犠牲者じゃないです
か。違いますか。長官です、これは。政治問題で
す。

○中谷国務大臣 組織として甘かった点につきま
しては認めざるを得ませんが、この三佐の行為が、
上司の命令によって行われたものではなくて、あ
くまで、この三佐が自分の仕事をしていく上
において海上だけではなくてほかの幕僚やほかの
データも知りたくなかった、そういうことによつて
行われたものでございます。

○枝野委員 これは多分、この程度の処分にとど
めたのは、私が申し上げたことが本音ではわかっ
ていらつしやるからだと思いますが、逆に、
個人のことだ、個人のことだということを余りに

もおつしやられ過ぎると、逆の問題が生じてくる
んですよ。

自衛隊というのはどういう組織なんですか。そ
れはどんな組織だつて公務員組織は上司の命令、
最終的には各閣僚、内閣の決定に従つて役所の皆
さんは仕事をしていただかなきゃならない。それ
は普通の、文部省とか、総務大臣来ていただいて
います。総務省とか、どの役所でも一緒です。ど
の役所でも一緒です、同じですが、特に自衛隊と
いう組織、しかも内局ではない、現場、いわゆる
制服と言われている部局です。こういういわゆる
物理的な有形力を持っている自衛隊の現場の組織
というのは、上司の了承も得ずに、上司の命令も
待たずに勝手に行動してもらつちや一番困る組織
じゃないのですか。その組織で起こったことにつ
いて、そのトップである、あるいはナンバーツー
である防衛庁長官が、個人でやったことだ、個人
でやったことだということをもそんなに強調してし
まつて、本当にいいんですか。

○中谷国務大臣 これにつきましては、懲戒処分
におきまして、違法行為また指揮系統等であつた
あつたかという点を勘案いたしまして、処分をい
たしております。組織にとりまして、そのような
個人の問題というだけではなくて、やはりこの行
為についての総合的な評価に基づいた対処をしな
ければならないと思つております。

○枝野委員 情報公開法に基づく基本的な観念に
反してこんなリストをつくつた。そして、今、個
人情報の保護法が議論されている中で、コン
ピューター情報だけは幸い昔からつくつてあつ
た、この法律に明白に違反をしている。法律に明
白に違反するような行為について、上司の了承も
得ずに勝手にやった。それを、評価として本当に
そう思つていらつしやるんだつたら、本当に、減
給五分の一でしたか、そんなものでいいんですか。
自衛隊の現場の人たちが法律に明白に違反をする
ようなことを個人の責任で勝手にやった場合で
も、減給五分の一ぐらいで済んじゃうんですか。
そういう組織で本当に自衛隊というのはいいいん

すか。

○宇田川政府参考人 懲戒処分の一般論を申し上げ
ますと、いかなる種類の処分をどの程度まで科
すべきかは、非違行為時において懲戒権者が決定
するわけでありまして、このときの要因として
は、当該非違行為の原因、動機、結果、影響等の
ほか、当該隊員の職務内容、改悛の程度、選択す
る処分が他の隊員及び社会に与える影響等、諸般
の事情を考慮して、規律維持の観点から相当とさ
れる量定を選択するものであります。

今お話の……

○枝野委員 いいです。
もちろん、やったこととの関係、どの程度重い
ことをやったのかということとの関係でやらなけ
ればならないのはもちろんです。しかしながら、
法に明白に触れた、違反をしたということは、こ
れは防衛庁自体もお認めになつていらっしゃるん
です。

それは、動機、意図、いろいろあるでしょう。
動機、意図、いろいろあつて、だけれども、別に
日本だけを言うつもりはありませんが、軍事的な
組織で、いろいろと後になってみたら、あれはや
り過ぎだつたんじゃないかと問題が起こつた
ような行為があつたときに、私利私欲、個人の欲
で軍が暴走するだなどという歴史は果たしてど
くらいあつたんでしょう。普通は、これが国のた
めになるとか、平和のためになるとか、そう思つ
てみんなやつていらっしゃるんですよ。たまたまそれが、
たまたまじゃない、でも、そういうことをルール
に反してやると大体結果的に悪い結果になつてい
ますねというのが歴史なんです。

だから、通常時から自衛隊の皆さんには、法は
破つちやいけないんだ、法は徹底して守らなきや
いけないんだというのは、普通の役所以上に何十
倍も持つていただかなきゃならない役所なのに、
明白に法に触れたような今度のこと、本当にこ
の三等海佐の個人の行為だと言ひ張るんだつた
ら、余りにも処分、軽過ぎるじゃないですか。法
に触れても、この程度のことだつたらこの程度で

済んじやうのねという自衛隊になつていいと思つ
ているんですか、防衛庁長官。

○中谷国務大臣 処分や処罰につきましては、決
して、個人のものであつたという認識に立つてお
りません。私初め政務官また事務次官以下、それ
相應の責任を持つて、処罰の対象といたしてお
るわけでございます。

この三等海佐に対していかなる処罰を行うかとい
う点につきましては、法律によつて罰則がない
わけでありまして、懲戒による処分に基づくわけ
であります。一般的に、自衛隊の懲戒処分等を
考えてみますと、免職という規定がございまして、
このような重い処分にするには、この隊員が職務
遂行上の特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に
悪質な刑事犯に相当する規律違反を行った場合な
ど、社会的に許されない行為、自衛隊の信用を失
墜させる行為ということで、特に飲酒運転による
人身事故とか、また、悪質な刑事犯、禁錮以上の
刑に処せられる場合等を基準といたしております。

そのような基準から勘案をいたしまして、先ほ
ど人事局長が申し上げた事情等を考慮いたしまし
て今回の処分を行ったものでございまして、違反
行為を行った四人に対する処分は適切なものであ
りますし、また、組織としての管理責任等は、そ
れぞれの者が、懲戒の対象といたして、組織とし
てのこの至らざる点を認めていくわけございま
す。

○枝野委員 幾つか申し上げたいんですが、一つ
は、確かに、例えば飲酒運転などで業務上過失致
死に該当するようなことをやった、そういう人た
ちを処分する、これは民間企業でも一緒ですよ。
問題は、先ほど来申し上げているのは、自衛隊と
いうのは物理的な強い有形力行使する、できる
組織なんです。特に違法精神が求められる。
その組織で、今回、明白な法律違反だとお認めに
なつて。

私は、先ほど来申し上げているとおり、この三
等海佐をより重く処罰するかどうかということに

については、先ほどの議論のとおり、もつと上の責任じゃないかという思いがありますから、必ずしも、彼をどうしろという話をしていくわけじゃない。だけれども、事実上、事務次官が二カ月になっているとかありますが、一番重いクラスの中に入っている、でも、その一番重いクラスが減給五分の程度である。

今御答弁の中で、この違法行為には罰則がついていないということをおっしゃいました。ちょっと、きょうの委員会の趣旨とは直接かわりませんが、わざわざ総務大臣に来ていただいて、この議論は、いわゆる行政機関の個人情報保護法に、今がコンピューター情報だけけれどもそれを拡大するというのが、民間個人情報保護法と一緒に議論されていますが、あそこで、民間は罰則があるのになぜ行政には罰則がないかについては懲戒、いろいろな処分がありますからということをおっしゃいます。だけれども、罰則がついてない違法行為については軽く処罰する、そういうことだったら、全然、行政個人情報保護法での御答弁と食い違わないですか、総務大臣。

○片山国務大臣 懲戒処分と罰則適用の刑事処分は全然違うんですね。刑事処分の方は、公益に対する重大な侵害だとか、個人の権利利益の重大な侵害については罰則でいく。懲戒処分の方は、難しく言いますと特別権力関係、行政内部の秩序維持なんです。そこで、行政機関の個人情報保護法をやるときにいろいろ検討しまして、ただ、例えば秘密漏えい、守秘義務違反については、罰則の適用は、現在、国家公務員法でありますし、自衛隊法にもある、あるいは、職権濫用罪、公文書毀棄罪、そういうものは刑法上にある。そうすると、懲戒処分については、法令遵守義務や上司の命令を守る義務が国家公務員法上ありますから懲戒処分です。懲戒処分には、今、枝野委員言われたように免職ですよ、懲戒免職、停職、減給、戒告です。

から。だから、そこで十分な担保ができるのではなからうかというのが我々の考えで、罰則がないから懲戒処分を緩くするというのは、これはおかしいんですよ。考え方が全然違う。懲戒処分は独立してきつちりやってもらおう、こういうことでありませぬ。

○枝野委員 今の、閣内不統一じゃないですか。刑罰法規に触れたわけでもないんだから、この程度じゃないかと防衛庁長官は御答弁になった。官房長官、整理してください。どうということなんでしょうか。

つまり、確かに刑罰法規と行政処分とは違いますが、それは片山大臣のおっしゃるとおりです。だけれども、行政上の懲戒処分をするに当たっては、それは行政処分は行政内部の特別権力関係なり秩序維持かもしれませんが、しかし、今度の件でもそうですが、明白に、国民に対する、国民と政府との信頼関係であったり、国民の広い意味でのプライバシー権という意味での権利を侵害している事案じゃないですか。

ですから、特別権力関係の内部の問題にとどまっていなくて、どの程度公益を害しているのか、政府の信頼を害しているのか、そういう観点から、例えば行政処分であったとしても、懲戒処分であったとしても、きちんと処分をしなければならぬ事案じゃないですか。官房長官は整理をする役割ですよ。

○片山国務大臣 私が言いましたのは、今の防衛庁の処分がどうであるということではなくて、懲戒処分というのは独立して物を考えて決めてもらえばいいので、罰則があるがなからうか、それは懲戒処分そのものには関係ありません、こういうことを申し上げたので、諸般の事情を勘案して恐らく防衛庁は現在の懲戒処分をお決めになった、こういうふうな思っております。

○宇田川政府参考人 私も記者ブリーフのとき、ちよつと短絡的な物の言い方をしたわけでありませぬ……(枝野委員「いいです、そのことは追及していませんから」と呼ぶ)懲戒処分の対象となつた行為のうちには個人情報保護法違反の事実があるというのであります、個人情報保護法を担保するものとして、自衛隊法の秘密漏えいや刑法上の規定があります。今回の懲戒処分についてもこれを勘案したところでありませぬ。

○枝野委員 大事なことでございませぬ、金曜日の質問取のときに、政府参考人の方は基本的に必要と申し上げたんですが、前の質問者との関係とかいろいろの中で、私の方から、ではこれは局長にということでないときはお答えをしませんから、登録してくださいとちゃんと申し上げているんですから、そこは約束を守っていただきたいと思ひます。

今の片山大臣のお話は、その限りではよくわかりませぬ、だから、行政機関の個人情報保護法においても、行政内部の懲戒処分という意味とは別に、個人情報保護法で守らなきゃならない、行政機関に情報を持ち込まれる、国民、公益との関係、国民の権利との関係でちゃんと刑罰をつけなければ、防衛庁が法律違反をしても、しかもこれぐらい明白な法律違反とみすから認められていることをやっても減給五分の一ですかという話では、個人情報保護法の議論はとも進みませぬねというのを申し上げておいて本案に戻ります。

これは、防衛庁全体としてもつと強い危機感を持っていただかなければいけないことをあらわしている事件で、もう一点違った視点からお尋ねをしておかなければならないことがあるんです。長官は、この事件の発覚以来、何度か会見その他で経緯をお話しになっていますが、何度も事実上の訂正を余儀なくされたね。なぜ、そんなことになつたんですか。

○中谷国務大臣 大きな事実上の訂正は、六月の三日に行いました私の会見によりまして、陸空内局のLANが法的に問題があるということでございました。その点につきましては、事実、法律に触れていないという評価になりました、大きな事実の誤認があつたということでございませぬ。

○枝野委員 防衛庁長官あるいは防衛庁の幹部の皆さんは、最初に毎日新聞にこの事件が載つたときから、これは重要な問題だと、大事な問題だと認識されてなかつたんですか、されてましたよね。

○中谷国務大臣 もちろん、大変重要な問題といたしまして、全力でこの真相の解明に努めてきたところでございませぬ。

○枝野委員 これまた防衛庁・自衛隊というものの特性を考えると、そんな重要な問題について大臣が途中で訂正をしなきゃならない、確かに明白な訂正は今の一点だと思ひますが、細かいことは、御自身からお認めにならないでしょうか、たくさんありましたね。そんなことで本当に、例えば今有事法制を議論されていますが、機能するんですか、この組織は。

大事な問題で、事によつたら防衛庁が国民から不信感を買うかもしれないというような大変重大な案件ですよ。それについて、防衛庁・自衛隊の内部で持っている情報すらどこかで突つかつて、大臣のところいきちんとしかるべきタイミングで届かず、大臣は訂正発言を余儀なくされる。これが、ましてや方が一有事のようなきには、防衛庁内部の情報じゃありませんよ。日本の国外にあるさまざまな情報が、きちんと防衛庁長官、総理大臣のところ上がつてこなければ正しい判断できないわけですよ、本場の有事のときには、防衛庁内のこんな問題で、大臣のところには正確な情報が上がつてこなかつた、訂正を余儀なくされるようなプロセスがあつた、この組織的な問題をどう解決するんですか。

○中谷国務大臣 おっしゃる通りに、組織としては、正しい報告また正しい指示がなされなければなりません。

今回の件につきましては、至らない点がございましたわけてございませぬ、その一つ一つを真剣に教訓として受けとめて、二度とこのようなことがないように、さらに組織として整々に活動できるように、誠心誠意、機能できる組織をつくるために万全を期したいと思ひます。

○枝野委員 一回目なら、そういう御答弁もまあ

やむを得ないのかなと思ふのかもしれませんが。しかし、例えば施設庁の調達問題、ありましたね、あのときも同じような話だったんじゃないですか。その後、何がどう改善されたんですか。同じことを繰り返す。あのときも、きちんと正しい情報の上に上がっていかなくて、結局、防衛庁長官が辞任に追い込まれてますよ。同じことをやっているんじゃないですか。

初めてだったら、実は戦後五十年間平和の中にいたので、危機対応、しつかりとやる場がなかったで、少し穴がありましたね、一回目ならまだ酌量の余地があるかもしれない。でも、ついこの間、施設庁の調達問題などで、きちんと上に情報が上がらないという問題で、防衛庁、袋だたきに遭ったばかりじゃないですか。それから何の対応したんですか。お答えになれますか。

○中谷国務大臣 組織といたしましては、全力で取り組んできたわけですが、その間に、意思の疎通や連絡のミス等はあるかと思ひます。そういった点につきまして、至らない点と受けとめまして、このようなことがないように、精強な組織をつくるように全力を挙げてまいりたい。

また、もう一点、今回の反省でございしますが、やはり情報公開の趣旨、また個人情報保護に対する認識が少なく、それに伴って、判断や、また分析等におきまして欠けたる面があったわけでございます。そういった点の認識を深めるということも必要だと思ひます。

○枝野委員 到底納得できませんが、時間がなくなってきたので、もう一点。

先ほど細野議員もお聞きをしました。せつかく四十ページもの調査報告をまとめたのに、いつの間にか四ページの紙だけしか出てこなくて、マスコミや我々が、四十ページあるはずじゃないか、出せと相当深夜まで頑張ったからよく出てきたというプロセスについてお尋ねしたいんです。これ、四十ページのものを含めて、防衛庁は与党三党の幹事長に御説明に行かれていますか、だれのどういう判断で、幹事長、国対委員長のところに行かれましたか。

説明に行かれたんですか。
○宇田川政府参考人 与党の幹事長、国対委員長に御説明に参ったのは私でございます。私は、土曜日かかるときに、事務次官から、幹事長、国対委員長に説明に行くように指示を受けたところであります。

○枝野委員 それは大臣は了解してやっていたんですか。大臣の指示なんですか。

○中谷国務大臣 これは私も承知をいたしておりまして、そのようにいたしました。

与党への説明につきましては、これは議院内閣制でもございまして、従来からの慣例といたしまして、国会にお諮りする前等につきましては事前の説明を行っておりますが、それも含めまして、私の指示において説明をさせたわけでございます。

○枝野委員 そこがよくわからないんですよ。防衛庁という現場の実動部隊、例えば有事のときは、与党に御説明をしてその了解を得て内閣として防衛出動命令しますだなんてことは、普通は、特に緊急事態、急に、突然何か、有事が起こったら、できないですわね。そういった場合には、総理大臣と防衛庁長官と内閣がまさに行政の責任としてきちんと責任を負っていく組織ではないかと思ひたいではない。しかしその一方で、議院内閣制ですから、政府が政府だけで勝手に走った、国会に法案を出してきても、総務大臣の別のもう一つの法律のように、与党の反対でとまったりするような話になりかねない、だから与党にも了解をとらなきゃならない。

しかし、まさに防衛庁・自衛隊だなどという話については、指揮権が一本化をして、そのかわり指揮官が責任をとる。おかしなことがあったら、内閣総理大臣が自衛隊の最高責任者なんですから、内閣総理大臣と防衛庁長官が責任をとるといふ縦系列で物が動いていかなきゃいけない組織です。

しかし、一方で与党にも説明を事前にすることという事はどうということなんでしょうか。いや、それが悪いと言っているんじゃないんです。与党に説明をするという事は、与党の御了解をいただくか、なければ前へ進まない話ですわねと御判断しているんじゃないですか。与党としては、そこで御意見をおっしゃるといふことは、当然政府にその意見はかなり取り入れてもらえるだろうという前提で、与党の最高責任者の皆さんが意見をおっしゃったんじゃないですか。

それは一参考意見にすぎないということだったから、何で事前に説明に行くんですか。我々と一緒に、世間、国民と一緒に、こうやって調査がまとまりましたと発表すればいい。事前に御説明に行くという事は、そこで言われた意見に従って、何か考慮しなきゃならないことがあったら考慮しようということだから、世間に発表する前に事前に持っていたんじゃないですか。どうなんですか。

○中谷国務大臣 防衛庁として最終的に意思決定、判断するのは私でございます。また、自衛隊におきましては、最高指揮官は総理大臣でありまして、総理の指示のもと、私も行動をいたしております。

与党に説明をするというのは、参考意見の一つとして謙虚にそういった御意見を聞くということもございまして、いろいろな意見があつても、最終的に防衛庁としてどう対応するかということを決定するのは、私の防衛庁長官としての判断でございます。

○枝野委員 本当に政府としてそれでいいんですか。与党に事前に御意見を伺うのは参考意見だと。それでよろしいんですか、総理。

○小泉内閣総理大臣 ケース・バイ・ケースだと思ひますが、政府・与党としては、緊密な連携をとりながらいろいろな問題に対応する必要があるということも大事だと思ひつています。今回の防衛庁の問題におきまして、日ごろの与党のしかるべき人に連絡、相談するの、これは別に否定すべきことではございませんし、しかしながら、防衛庁としてどう判断を下すかとい

うのは、最終的に、いろいろな方々の意見を聞きながら、防衛庁として判断を下すべき問題だと思つております。

○枝野委員 非常に形式的な議論としては、今の話は筋が通つています。

しかし、防衛庁の局長さんが、与党の、しかも防衛庁経験者でもある三幹事長、三国対委員長がそろつているところに御説明に行つて、そこで意見を言われて、それと違うことで行動できるということだとしたら、それはそれでまた困つたことですよ。議院内閣制で、政府・与党で一体となつてやっているはずなのに、与党の最高責任者から意見を言われたことを、役所が勝手に、それは、じゃあ無視してやっちゃいましょう、これはこれでまた困つたことですよ。

与党と政府とで意見がずれたときには、まさに大臣がその窓口である、あるいは総理が窓口である、そこで調整するべき話なのであつて、当然、官僚の皆さんベイスのところを物解決しようと思つたら、それは与党の言うとおりに従わざるを得ない。

それなのに、私は非常に腹が立つているのは、責任を防衛庁長官だけに押しつけて、自分たちは意見を言つただけだと。形式的にはそうでしょう。しかしながら、自分たちが言つた意見で、防衛庁が従つた、そのことが世間から批判されたら、意見を言つただけだ。それが、しかも防衛庁長官の経験者だ。そんな無責任な態度で防衛庁に責任転嫁をする。

中谷大臣も、新聞には悔し涙を流したという報道もありましたけれども、お気持ちの中ではないかと思つていらつしやるでしょうが、防衛庁長官は政治判断できるからいい。防衛庁の現場の、あるいは自衛隊の現場の人たちからしてみれば、そんな無責任な与党なのか。意見だけは言うだけ言つて、決めたのは防衛庁なんだからおれは知らないよ、そんな与党で本当にいいと思ひますか、防衛庁長官。

りまして、政府の中で意思決定をする、防衛庁の中で意思決定するのは私でございます。

与党には、この報告書の説明に行かせたわけでありまして、説明者はこの内容について説明をし、その意見や指摘を聞いて私のところに報告に来まして、この報告に従って私なりに判断をした結果、このような決定をしたわけでありまして、筋としては、私が主張しているのが筋でございます。

○枝野委員 そんなことは、中谷大臣が、山崎幹事長の意向に反して行動できる、あるいは、本日は山崎さんの方が悪いんだと言えはるはずないというの、政治的にはみんなよくわかっていますよ。

問題は、中谷大臣はそれで納得できるかもしれないけれども、自衛隊・防衛庁の皆さんがそれで納得するのか、それで本当にいいと思うのか、そんな与党のシビリアンコントロールなんかに従えるかという気持ちに、もしもなまってしまつたら大変なことだ。そういう大変な話だということを三幹事長はわかっているのか。

ぜひ国会の場できちんとお聞きをしたいので、衆議院議員山崎拓君を参考人として呼びをいただきたい。お願いをいたします。

○瓦委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○枝野委員 時間がなくなりましたので、最後に、先ほど申しましたとおり、三等海佐が問題ではない。三等海佐がこうしたことをして、なおかつそれが放置をされるということ、個人情報保護法や情報公開法についての周知がきちっとできていなかったこと、そして、事件が起こって、発覚をした後も大臣のところにはしっかりと上がってこない、これは初めてではないと申し上げた。そういう状況の中での今回の処分は、本当にこれでいいんですか。

自衛隊、大臣も制服組の御出身でいらつしやる。上司に責任がない場合であっても、責任はおれがとるから現場はしつかりやれというようなメンタリティーが、それはいろいろな組織で求められますが、一番求められる組織が自衛隊なんじゃないですか。

今回のように、組織全体としてこんな空気をつくってしまった、しっかりと教育もせずに情報公開の担当にした上の方にむいる問題がある話なのに、下の方に責任を押しつけて、しかもこの程度の軽い責任で、だれもきちんとしたけじめをつけようとしていない。

ついでに申し上げますが、私も国会で質問をした会計検査院名義の文書、明白な文書偽造行為を行ったことについてのけじめも、これまたしっかりとついでない。

むしろ、いろいろあつたけれどもおれが責任をとるから、防衛庁の現場の人たちはこれから出直して、自衛隊の人たちはしっかりとやるから、今回はおれが責任をとるから勘弁してくれ、そのかわりしっかりとやらせる。普通は、防衛庁長官や幕僚長がそういうしっかりとしたけじめと潔さを示すから、自衛隊はしっかりとした組織として立ち直っていくきっかけになるんじゃないか。

そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○瓦委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚です。

まず質問に先立ってお話をしますが、やはり現下、日本の最大の課題は、経済の立て直し、景気の回復ということだと思ふんですけれども、会期延長がされました、重要法案が四つあるというふうに政府の方ではお話しになつていてるわけですが、私は、この四つの法案、全部ピントがずれていてるというふうな思ふし、また、その中でも健康保険法の一部改正案のように、国民負担増をして景気の足を引っ張るような法律まで含まれてしまつていてる。そして、それに加えてこの防衛庁のリストの問題というものが出来てきて、政府・与党が大変に混乱をしてるというふうなことがあ

る。そして、その混乱の原因というのは、私は、このリストの問題について言えば、必要性和その責任の所在の問題であるということだと思ふんですが、その二つの観点からまずお伺いをしたいと思います。

います。

防衛庁長官、まずこのリストについてですが、海自のA三佐と言われる人がつくつたリストについて、これは全情報開示請求者についてつくつてあつたのかどうか、いかがですか。

○中谷国務大臣 そのようなことでリストを作成されました。そのことは報告書にも書いたとおりでございます。

○中塚委員 さて、次に伺いますが、そういうリストをつくつた、情報開示請求書以外のプロフィールも書かれていたということなわけですが、それをつくつたということとは、海自三佐は、やはり必要性があつたからつくつたということだと思ふんですね。なぜその請求書に書かれていないようなことについても書き込む必要があつたのか、そこはいかがですか。

○中谷国務大臣 本人の述べるところによりまして、請求者から出された行政文書開示請求書には、法律上記載する必要のない請求者の所属等が記載されている場合があります。自後、開示請求の状況分析を行う上でこれらの情報を活用できるかもしれないと考え、そして、防衛庁全体に対する開示請求データを把握することによって海上自衛隊に対する開示請求を予測できるのではないかと考え、そして、その情報公開業務において開示請求者がどのような行政文書を要求しているのか明確でない事例が多いことを踏まえて、開示請求に対して迅速かつ的確に行政文書の特定を行うためには開示請求者の背景を知ることが有効でないかと考えたということでありまして、これは、本人の、情報公開業務等につきまして、開示請求者の個人情報等を記載した開示請求者リストを作成したものであるというふうに承知をいたしております。

○中塚委員 今、分析を行う上で活用できるというお話をされましたが、この報告書、「調査報告」四枚と、あと「調査報告書」四十枚あります。この四枚の方には、開示状況の分析を行う上で活用できるかもしれないというところは書いていないんですか。

○中塚委員 政府の皆さんと私どもでは考え方が

です。こつちの四十枚の方に初めてそのことが書いてあるわけです。これをもって、その報告ですべて足りるというふうな考え方というのは絶対におかしいし、初めから間違つていてるということだと私は思ひます。

そして、開示状況の分析を行う上で活用できるかもしれないということだが、それでは、やはりその必要性というものがあったといふことですね。その必要性、つまり業務を効率的に運用していくという上で必要性があつたということになるわけけれども、そのことについて長官はどういうふうにお考えになりますか。

○中谷国務大臣 このリストにどのような項目を載せるかというところは必要最小限にとどめるといふことは法律で規定をされておまして、同三佐が行つた必要以上の情報を記入するということは、法律の四条に違反することでございます。これは不適切な行為であつたというふうに思ひます。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

○中塚委員 法律に合つて合つていないということとは別に、その業務の進行において本当に必要なものかどうなのかということをお尋ねしていただければ、法律に合う合わないということになります。法律に合う合わない、国会の場なんです。そういふことに本当に必要性があるのかないのか、そのことはどうですか。

○中谷国務大臣 私も、開示請求の実態をいろいろと聞いてみますと、単に名前、住所、要求分野という項目だけでは、文書は適切なものは探し切れません。やはり、何の目的で使いたい、また、どういふものが欲しいという細部においての請求者からの情報に基づいてそれぞれの資料を探し当てるわけでありまして、やはり業務を行う上におきましては、記載されたもの以上の情報、また御本人との連絡確認のために必要な情報はあつたといふことは認識をいたしております。

○中塚委員 政府の皆さんと私どもでは考え方が

違ふかもしれないけれども、この事件についてやはり責任がどこにあったのかということでは、海自三佐が必要があるというふうな考えでつくったということについて、今の法律とは別に、それが本当に必要なかどうかということについては議論というのが全くなされてない、この報告書には書かれていないということ、そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

そして、次に、この三等海佐は、私はこれが一番の問題だと思ふんですけども、この四十ページの調査報告書、またこつちの方です、こつちの方にしか書いてないんです。この報告書によれば、行政文書の開示、不開示を審査するための基準づくりを担当したということがあつたわけですね。つまり、基準をつくる担当者がリストを作成したということ、これは例えば、反戦自衛官とか受験生の母といったプロフィールによつて情報の開示、不開示が左右されるかもしれない、そういう疑念を国民にもたらすわけですね。

本来はそんなことはあつてはならないし、ないはずだというふうな思ひたいけれども、このことによつて、つまり、この三等海佐が行政文書の開示、不開示を審査する、そういうふうなことににかかわつていたという人であつた、そのことをやはりちゃんと報告しなければいけないにもかかわらず、四ページ物で済ませようとしたということ、そして、その行政文書の開示、不開示審査の基準づくりをした人がこういうふうな行為をしたということについて、お考えはいかがですか。

○中谷国務大臣 委員おっしゃるとおり、開示請求を行う場合には、公平であつて、だれかれと峻別なく行ふということはやつていかなければならぬ、この三佐の行為は適当でなかつたというふうな思ひたいです。

おきましては、御質疑のある中で質問されたら答えるというスタイルでございますが、その報告書に基づいたとおりでございます。今後、国会の質疑等でおきましてお答えをしたいと思いますと思ひます。

○中塚委員 もう一つは、やはり防衛庁自身の危機管理能力とか情報管理能力ということも問われているんだと思ふんですね。つまり、こういうリストが必要だということなら、そのことをちゃんと議論して、制度をつくり上げるといふことを提案なさるべきなんです。そのことが、私がそれに賛成するかどうかは別ですが、私も賛成するかどうかは別で、セキユリティーレベルに応じて情報にアクセスできるような、そういう仕組みをつくらなければいけないにもかかわらず、今回のように、ちゃんと教育もされてないわ、何がどこでだれがどうなつていられるのかも全然わからない、おまけに、LANに掲示されるというふうなことで、また、あるいは十四人の人に配付されて、そういうふうな可能性まであるわけですね。

そのことに関連してお伺いをいたしますが、この海自三佐のつくつたリストについて、孫配付といふのはされていられるでしょうか。それとも、孫配付されたのであれば、その回収状況といふのはどうなつていられるでしょうか。

○中谷国務大臣 今回その三佐が作成されましたリストは、防衛庁の情報公開室の係長一名、陸幕情報公開室の二等陸佐二名、陸幕の総務課二等陸佐一名、空幕の情報公開室の二等空佐二名、海幕の調査課情報保全室の二等海佐二名、海上自衛隊の中央資料隊の三等海佐一名というところで、九名に配付をされておりました。

○中塚委員 組織的でなかつたという先ほど来のお話なんですけれども、やはりこの情報公開法教育とか個人情報保護というものの教育というのがなされていなかつたということになるわけで、三佐から引き継ぎを受けた情報公開室長というのは、やはり引き継ぎを受けた段階でそれを破壊するべきだつたはずなんです。そのところはどつうでしょう。

○中谷国務大臣 その点につきましては、そのまま保管をいたしたということでございますので、この点につきましては懲戒処分の対象に入れました処分を行いました。

○中塚委員 いや、どうするべきであつたかといふことをお聞きしたわけですが、やはりこれはその時点で、もうしかるべき対応といふものがなければいけなかつたわけですね。そのことをずつとほつたらかして今日まで延びてきてしまつていられることだと思ひます。

先ほど来、四枚物との四十枚物の報告書の違ひについてお話を伺つていられるんですが、次に、総理に伺いたいというふうに思ひますけれども、政府・与党一体であるということではありますけれども、それなら初めからちゃんと政府・与党一体で調査をして、厳しい調査をした上で報告書をつくり、公開をすればよかつただけの話なわけですね。ところが、そういうことは全然されてない。そして、萩山副大臣のもとに調査チームも初めはできたけれども、結局、報告書の改ざんによつて、政府が相変わらずこの大本営発表的なさきの戦争のときと同じように、自分の都合のいい情報しか国会に報告しないということになつてしまつていられるわけですね。

国会というのは国権の最高機関で、主権者たる国民の代表としてみんな集まつていられるわけですから、国会に対する報告書を改ざんするといふのは、これはまさしく国民を欺くといふふうな言わざるを得ないわけで、先ほど申し上げました、重要と言われている四つの法案の中でも、例えば、中身はほとんど役所の言い分が通つていられるばかりで

あつて、ところが、こういうふうな事実関係に対する調査のみ政治家が口を出すといふのは、全くもつて話にならないといふふうな言わざるを得ない。

特に、今この委員会で審議をされています武力攻撃事態法であつて、また昨年成立をいたしましたテロ対策の特別措置法であつて、国会に報告をするとか承認を得るといふ手続が含まれていられるわけですが、そういうことについても、与党の政治家がごちよちよつと言へばその中身が変わるんじゃないかといふふうな疑念を抱かざるを得ないわけですが、小泉総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 政府と与党の関係は、政策問題につきましては、常に連携協力を密にするといふのは、これは当然だと思つております。

また、それぞれの問題におきましては、各省庁内で事が済む問題、あるいは与党の意見を聞いた方がいい問題、それぞれあると思ひます。それは、ケース・バイ・ケースで判断すべきではないかと思つております。

○中塚委員 ですから、テロ対策特別措置法であつて武力攻撃事態対処法案であつて、国会に報告を求めるとの承認を求めるといふことがあるわけですね。そういうふうな承認案件、報告案件といふことについて、本当にこれは国家の一大事なわけですから、この委員会が審議されている法律が本当に発動されるようなときは、そのときに、国会に対してなされる報告なりそういったことについて、与党の介入によつてその事実がねじ曲げられるようなことが本当にこれからはないといふふうな言ひ切れるんですかといふお尋ねなんです。

○中谷国務大臣 この法律に關しまして一点申し上げたいのは、与党の御意見の中で、やはり法的に基つてどうなのか、これについてはしっかりと明確にした方がいいという御意見と、簡単、簡単というが簡潔明瞭、そしてわかりやすくといふ観点で、そういうことを決定したわけでございます。政府としてどうあるべきだつたかどうか、私な

りにも謙虚に反省をしなければならぬ点があるわけでございます。このような点につきまして、今後、誠実に国会で答弁をしまいたいと思っております。

○中塚委員 簡潔明瞭とか、そういう問題じゃないんです。

私が申し上げているのは、武力攻撃事態なりテロ対策特措法なりで、国会に対して報告する、承認を受けるというときに、いや、ここの表現はちょっと変えた方がいいんじゃないのかとか、あるいはこれは言い過ぎだろうというふうなことで、その報告書なり承認案件というものが改ざんをされるようなおそれはもう今後ないんですかということを経理にお尋ねしているんです。いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 改ざんされるということはないと思います。

特に、これは与党と政府、関係は密接ですから、どういふ状況かというのは政治家が意見を申しても結構だし、また、その意見を役所がどういふふうで判断するか、これも大事な点であります。その点は、改ざんということじゃなくて、いかに国民にわかりやすく説明するかということが大事であります。そういう点については自由な意見交換というのはむしろなされてしかるべきものだと思います。

○中塚委員 この四枚の報告書では書いていないことが、現に四十枚の方にはいっぱい書いてあるわけですね。しかも、総理、構造改革ということをおっしゃっているんですが、三佐が、情報の開示、不開示を審査するための基準づくりを担当した人であるということは、まさにこれがこの事件においての構造問題じゃないですか。

だから、そういったことがテロ対策の特措法なり武力攻撃事態法の国会承認ということについても行われるおそれがないんですかというふうにお伺いしているんですから、そんなおそれはないというふうにお答えになればいいわけですよ。次に、公務員の処分ということについて伺いま

すけれども、やはり公務員の処分というのが大変に甘いというふうに言わざるを得ないですね。

民間は、法律がある、ないにかかわらず、やはり市場原理なりマーケットというものにさらされているわけで、みずからちゃんとその基準をつくり、みずからを律するというをやっているわけですね。

今回、情報の管理というののもなっていないし、その責任の所在の管理というののもほとんど行われていないということがあったわけで、まさに、教育が不十分だということも私はそこに関連するんじゃないかというふうに思っています。やはりこの情報公開法なりなんなりに、個別に、ちゃんと公務員に対する罰則規定を設けるべきだということに思っています。

今まで、行政権というものは絶対で、公務員は悪いことをしない、だからきつい規定はないというところ、役所またあるいは政治家ということだけが悪いことをして、規定がないからといって、罰則もない、罰せられない、そして退職金をもらってまた再就職するというふうなことはかなり相次いでいるわけですね。

だから、そういうふうな不信を払拭する、起こすたこと、これからはもう起こらないようにするというところ、そのことが必要なのであって、今回の情報開示請求ということになって、もし開示請求書以外に書き込まれた情報によって不利益をこうむるようなことがあるとすれば、それは個人が不利益をこうむるわけですから、やはりそれと同様に公務員もこの情報公開法の中にきちんとした罰則規定というものを設けるべきだし、そういうふうな違反事例ごとく処分をできる法律に改正するべきであるというふうに思いますが、官房長官、いかがですか。

（金子一）委員長代理退席、委員長着席
○福田国務大臣 国家公務員は、情報公開法及び個人情報保護法を含む法令に従いまして行政を遂

行する義務を負っておるわけでありまして。このことは、国家公務員法の法令遵守義務に対する懲戒処分ということがございます。それによって担保されているところでございます。また、個人の秘密を漏らした場合には守秘義務違反ということもございまして、これは国家公務員法の対象でございます。

そのほか、犯罪として刑罰を科すべきものとしては、職権濫用罪とかそれから公用文書の毀棄罪等という、刑法によりまして、必要なものについては既に刑罰の対象となっております。

それから、情報公開法や個人情報保護法の運用の適正性の確保ということについては、以上のような事情をもって十分に担保されているというふうなことを考えておるところでございます。

○中塚委員 だから、そういうふうなことはもうわかっているんですよ。わかっているんだけれども、情報公開法自体に罰則規定というものがありませんから教育だとして行われなければならないでしょう。そうじゃなくて、この法律のこの規定に違反したらこういう罰則があるんだということになれば、ちゃんと情報公開法なり個人情報保護法についての教育だとして真剣に行われるようになっていくだろうということをお話しているんです。

最後に、このリストに、反戦自衛官とか受験生の母とか、そんなことが書かれていた。行政権というのは、司法、立法以外はみんな行政権と言われるぐらい本当に強大なものであって、その行政の責任者である皆さんは、やはりもっと真剣に、そして慎重に事に当たってもらわなければいけないというふうに思いますが、これらのリストに書かれた人が、今後、行政上、不利益をこうむることがないようにしていただきたいということをお願い申し上げます。

○瓦委員長 木島日出夫君。
○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。最初に、調査報告書の隠ぺい問題について、総理にお伺いをいたします。防衛庁は、情報公開請求者の身元調査リスト問

題で、この三十八ページの調査報告書を作成しております。作成しておきながら、十一日の特別委員会理事会で、そのようなものは存在しない、報告書そのものを隠ぺいしようとしたわけでありまして。その日の理事会の場で、私から、四ページの「調査報告書の概要」、これが出ているじゃないか、「調査報告書の概要」があるのなら「調査報告書」があるではないかと私は理事会で詰めたわけでありまして、防衛庁の担当はないと言った。国会に、理事会にうそをついたわけでありまして。この事実を消せないわけでありまして。私は、これは国会の国政調査権に対する許しがたい冒瀆である、そして国会と政府との正常な関係を壊したものととして重大だと考えております。

総理は、先ほどの答弁で、無用の混乱を来して残念などと言っておりましたが、そんな程度の認識なんですか、総理。国会と政府との関係、重大な問題ではなかったか、そういう認識はないんですか。総理、総理です。

○小泉内閣総理大臣 今の御意見は、共産党の立場でそういう意見というのはわかりません。

私は、どういふ事実関係があったかというのは後ほど防衛庁長官に答弁させますが、私は、不必要な混乱を来さないように、これからはしっかりと調査してわかりやすく国民に説明しなさいということを示したわけでありまして、その点について、防衛庁側に対応のまずさもあつたのかなと思っております。

しかし、今の共産党の言い分に対して、必ずしも防衛側がそういう認識かどうかということに対して、防衛庁長官からも答弁をさせたいと思っております。（木島委員「要らないです。委員長、要らないです」と呼ぶ）

○瓦委員長 ちょっと待ってください。

○木島委員 委員長、要らないです。時間むだです。委員長、要らないです。総理の認識だけが必要なんだ、私の質問は。

○中谷国務大臣 先ほど、うそをついたというふ

うな点につきましては、事実関係として申し上げてまいりませんが、当時の防衛庁の決定はあの「調査報告」でございます。もつとほかにかないのかという点におきまして、防衛庁長官の決裁を得て国会記者クラブに防衛庁として調査結果として提出したものはこれでよいことを説明したものでございまして、国会にうそをついたということはないとさせていただきます。

○木島委員 私は理事会に出席して、私が体験しているから。私がこれを出して詰めたんで、もうこれ以上触れません、この問題は。しかし、総理が、こんな三十八ページの「調査報告書」がありながら、ありながら、これを理事会に出さなかつた、こういう問題に対して、先ほどの程度の認識だということは重大だ、こんな認識では、これからも政府の調査報告書がともに国会に出されないおそれがあるのではないかと、ことだけ指摘をして、次の問題に移りたいと思っております。

身元調査リスト作成問題であります。昨年四月から情報公開制度が始まりました。国民民主権の憲法理念に基づいて、国民の知る権利を保障し、公正で民主的な行政を推進するための極めて重大な制度が発足したわけでありました。国民だれであれ、差別なく行政の持っている情報の公開請求ができることが、この情報公開制度の肝心の点であります。だからこそ、情報公開法では、請求者はみずからの氏名、住所だけを明らかにすればよいという仕組みになっているわけでありました。

ところが、今回、防衛庁でとんでもないことが行われていたわけでありました。情報公開請求をした市民の身元調査が行われ、それがリスト化され、防衛庁・自衛隊の中でばらまかれていた。そのリストには、ここにありますが、「市民オンブズマン」、「受験者の母」、「三十代医療過誤?」、「〇〇新聞社会部」など、優先的に保護されるべき市民の思想、信条、宗教、犯歴、病歴など、いわゆるセンシティブな情報が調査され、リストに書

き込まれていたわけでありました。私は、恐るべき事態だ、状況だと思っております。こんなことが行われては断じてならぬと思っております。総理の基本的な認識をお聞きします。

○小泉内閣総理大臣 情報公開とそして個人情報保護を保護する、この認識をきっちり持たないといけないと思っております。

○木島委員 こんなことが行われては断じてならぬ、こんなことが二度と行われないように徹底した調査が必要だ、そのための調査が行われたはずであります。

問題は、今回、防衛庁によってどんな視点で調査が行われたかということではないでしょうか。私、この「調査報告書」をつぶさに検討してみました。率直に言つて、防衛庁の調査の視点は、個人情報保護法に違反するかどうか、そういう非常に狭い視野でのみ調査が行われている。そして、このような市民の身元、身元調査が行われたことをほとんど問題にしないで、そしてリストがつくられたことが法に触れるかどうか、リストが配付されたことが法に触れるかどうか、個人情報保護法四条、九条、十二条、これに該当するかしんないのみの視点で調査が行われている。そして、ほとんどの場合は、これは法による個人情報に該当しない、個人情報ファイルに該当しない、こんな結論づけになっているわけでありました。視点が狭い。問題は、このような市民に対する身元調査をすること自体がまず問われたはずであります。

そこで、こんな調査、こんな視点では、防衛庁は、個人情報保護法四条、九条、十二条に違反しなければ防衛庁は幾らでも市民の身元調査をしてよい、そんな観点、立場でこの調査を行ったんですか、お聞きをいたします。

○中谷国務大臣 今回の調査につきましては、厳正に精力的に行つたわけですが、防衛庁といたしまして開示請求者の身元を調査したり、またその思想を調査したり、そういう事実はございません。

この三佐の行動によりまして、不適切な点がある

りまして、法律にも触れるわけでございます。この点、開示請求者の皆様方に変御迷惑をおかけし、そしてこの点につきましては心からおわびを申し上げたいと思っております。この「調査報告書」に書かれていた点につきましては、事実関係をすべて書いておりました。それに基づいて法律に従つて処罰をし、また、情報公開の全般の問題等につきましてとも勘案をいたしまして、それなりの責任の所在を明らかにしたところでございます。

○木島委員 だから、私が指摘したのは、この報告書は、例えば海自の三佐の問題についても、「評価」のところを見て下さい、開示請求者リストの作成の問題と配付の問題だけですよ。問題は、こんな身元調査、思想調査まがいのことをしたことが自体がまず根源的に問われているんじゃないか、そこがほとんどこの調査の対象になっていないということを厳しく私は指摘しておきたい。具体的に質問をしたいと思います。問題の発端であり、報告書も個人情報保護法違反と認めたのが、海上幕僚監部情報公開室の三佐、三等海佐による個人情報収集、リストの作成、配付の問題であります。

お聞きをします。この三等海佐の経歴はどのようなものか、調査部門にいたことはないか、端的に答弁願います。

○中谷国務大臣 この三佐は、昭和五十二年に海上自衛隊に入隊をした後、「てるづき」、「ゆうしお」、「やえしお」等、潜水艦の勤務をいたしました。その後、海上幕僚監部等におきまして、調査部調査課二課、このときはロシア担当の調査官だったと聞いておりますが、その経験、それから海上幕僚監部調査課調査課、そして平成十年より横須賀地方総監部の防衛部第二幕僚室長、これは主に前で作戦をする職種でございますが、それを経た後、平成十二年より海上幕僚監部で海幕情報公開室開設のための準備に従事し、平成十三年四月より公開室の勤務を経て、平成十四年より岩

国調査分遣隊長となっております。

○木島委員 ほとんど調査畑を歩いてきた人物であります。

この三等海佐がリストを手渡した主な相手が、海上幕僚監部調査課情報保全室の二等海佐と海上自衛隊中央調査隊の三等海尉の二人であります。いずれも調査部門の人間であります。

防衛庁長官にお聞きをいたします。調査部門の基本的な任務は何ですか。

○中谷国務大臣 調査隊の任務でございますが、特に海上自衛隊の中央資料隊といいますが、海上幕僚監部並びに東京都に所在する海上自衛隊の部隊及び機関の保全のために必要な資料及び情報の収集、整理、配付に關すること等でございます。

○木島委員 調査部門の一般的な任務を聞いたわけですが、海上幕僚監部に関する答弁をいただきました。答弁のとおりです。防衛庁からいただいた概要によつても、調査部門の任務は、部隊や機関の保全のために必要な資料及び情報の収集、整理、配付であります。

要するに、防衛庁あるいは自衛隊のいろいろな秘密というんですか、これに近づこうとする者に対して逆調査する、近づかせない、それが基本的な任務なんですよ。市民の知る権利を保障するべき情報公開室に、このような防衛庁・自衛隊の機密を保全することを主たる任務とする調査部門の人間が配置されていた。問題だと思つて、一体何人いたのか。陸海空各幕僚監部、そして内局、さらに防衛施設庁、それぞれ、情報公開室の人員とそのうち調査部門、調査課とか調査隊とか保全室と言われておりますが、その経歴を有する者の人員は何人か、数字だけきちっと明らかにしてください。

○中谷国務大臣 人員の数でございますが、まず、陸上情報公開室に現在勤務している者は九名でありまして、そのうち情報及び調査部署の経歴を持つ者は二名でございます。海幕情報公開室に現在勤務している者は九名でありまして、そのうち情報及び調査部署の経歴を持つ者は二名でありまして、航空情報公開室に勤務している者は十名であ

りますが、そのうち情報及び調査部の経歴を持つ者は二名であります。内局の情報公開室に現在勤務している者は六名でありまして、そのうち情報及び調査部署の経歴を持つ者は一名であります。防衛施設庁情報公開室に勤務している者は五名でありまして、そのうち情報の経歴を持つ者はおりません。

○木島委員 今回、海幕の事案ですが、調査畑の経歴を有する人物がすべての公開請求者の身元を調査した、そしてリストをつくらせた、そしてこれを配付した。そして、リストを受け取った相手側の人物も調査部門の人間だった。国民の情報公開請求権を担当するそういう部署に、国民の基本的な権利、情報公開請求を担当する、そんな部署に、逆に国民を監視し、国民の情報を収集することを任務とする調査部門の人間が配置されていた。今、施設庁を除く陸海空三幕、内局すべて配置されていた。答弁のとおりであります。

今回の問題は、情報公開制度を利用して自衛隊や防衛庁の情報を得ようとしたすべての市民、当然の権利を行使しようとしたすべての市民を監視し、敵視し、これらをマークするために調査部門ぐるみで行われていたんじゃないですか。それがこの問題の根本的な核心ではないですか。防衛庁長官の答弁を求めます。

○中谷国務大臣 まず、事実関係であります。この調査に基づきまして、先ほどお渡しをした、各部署また海上自衛隊の中央資料隊においては、このリストなるものを業務上使用していないということが確認をされております。

また、情報公開室等の人選でございますけれども、職員配置につきましては、本人の技能、能力、適性を総合的に勘案して行っております。

その際の教育等におきましても事前に行っていたわけですが、今回このような違法行為がございましたので、この点につきましては、今後、情報公開における開示請求者の個人情報またプライバシーを保護する、また、公平に扱って分け隔てなく峻別を行う情報公開にということ

と、自衛隊の本来任務でございます。国の防衛に關して、その情報の収集、保全をやっていくという二つの問題、これはきちっと峻別をいたしまして、決して情報公開に求められた方々のプライバシーがその分野の外に出ないような体制を講じるとともに、人事のあり方等におきましても、厳正に検討をし教育を行っていかねばならないと思っております。

○木島委員 防衛庁長官は盛んに、今回つくられたリストは配付を受けた者によって利用されないと言います。「調査報告書」にもそういうことが書いてあります。しかし問題は、市民の情報が調査され、それが調査部門によって保管されている、そのこと自体が大問題なんですよ。

航空幕僚監部の情報公開室でも全く同様の状況があった。これは報告書に書かれております。リストを作成した三人の三等空佐は、いずれも調査部門の勤務経験を有しております。そして、リストを渡されたのは航空自衛隊東京地方調査隊の三等空尉であります。そして、彼は情報を受けたことを調査隊長にまで報告していたわけでありまして、紛れもなく、これは調査部門ぐるみじゃないんですか。どうですか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、調査した結果、航空自衛隊で口頭によって報告をされたのは開示の内容でございます。防衛庁に情報公開があつて、その中央資料隊等に開示請求のあること、また、その所管する場所等に対して開示請求があつたということでございます。

○木島委員 今、短い時間で明らかにしましたように、今回、海上幕僚監部でのリスト作成、配付も、また航空幕僚監部でのリスト作成、配付も、明らかに調査部門ぐるみだと評価できるんじゃないでしょうか。情報公開請求をする市民の信や思想を調査し、これを監視するために行ったんじゃないか。

「調査報告書」を読みますと、これを、挙げて個人の発意でなされたもの、顔見知りの仲間意識で渡したのなどとしておりますが、こんな調査

は、身内をかばう防衛庁の保身でしかないんじゃないでしょうか。こんな報告書で一件落着きというわけにはいかないと私は思いますが、論議を聞いていて、総理、どう思いますか。総理の認識を聞きます。

○小泉内閣総理大臣 国民に不安と混乱を来さないように、今までの御指摘を踏まえて、再発防止として信頼されるような対応を防衛庁もきちんととるべきだと思っております。

○木島委員 今回の核心部分については、全くまともな調査がされていない。当委員会、参考人招致を初め、徹底したこの問題についての説明が必要だということを主張して、質問を終わります。

○瓦委員長 次に、東門美津子君。

○東門委員 社会民主党の東門でございます。小泉総理には、昨日、本日に暑い中、沖縄全戦没者追悼式に御参列いただきました。お疲れさまでございました。

冒頭ですが、今回の防衛庁問題に入ります前に、昨日の総理のごあいさつの中でちよつとお聞きいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。あいさつの中に、沖縄における米軍の存在は、我が国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しているという点がございましたけれども、その点について伺ひいたします。

これは、去る五月の復帰三十周年記念式典でペーカー米國大使が発言されたのと同じで、私はそこに座つておりましたと驚いたのですが、総理のお気持ちの中には、我が国のみならずアジアの平和と安定に貢献しているのだから、そのまま我慢してくれというお気持ちがあったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 その後のあいさつにも、沖縄県民が米軍の存在によって多大の負担に苦しんでいるというこの現状を解決していかなくてはならないということも述べているわけでありまして、アジアの安定、これは日本の安定にも不可欠でございます。日本とアメリカが日米安保条約を締結して、日本にも米軍基地がありますが、そういう

日本とアメリカとの安定、これはやはりアジアの安定にも寄与しているのではないかと認識でございます。

○東門委員 余りきょうこれに時間を割くわけにいきませんので、あと一点だけお聞かせください。その後、関係各位の理解と協力を得ながら県民の負担軽減に向けて誠心誠意取り組んでまいりますとあるんですが、その関係各位というのが、どういう方々が総理の頭にあつたのか、そして何が県民の負担と考へておられるのか、その負担を軽減するおつしやるわけですが、負担というのは何なのか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 まず、米軍の基地の七五％が沖縄に存在している、この整理縮小、こういうものにつきまして、政府も、アメリカ側初め、地元沖縄の県を初め、あるいは基地の所在地の自治体の方々、いろいろな関係者がおられます。そういう方々の理解と協力を得ながら、沖縄県民の負担を少しでも軽減できるような対策を今とつていくわけでありまして、特別行動委員会、さらには沖縄の振興開発計画、それぞれこれは関係各位の御理解と御協力を得ることが大変大事でありますので、そういう趣旨を私は関係各位ということ表現したわけでございます。

○東門委員 関係各位、何か県民の姿が見えないで、ぼつぼつといかれたような気がするんですが。それと、県民の負担という負担は何を意味しておられますかということには答えていたのかなかなかつたんですが、どういうことを負担と考へておられるのか。いわゆる基地の面積なのかあるいは兵員の数なのか、そういうところをお聞かせいただきたい。何が負担だと、これをどのように軽減、まあ、どのようにはともかくいいんです、何を負担だと思つておられるのか、そこをお聞かせください。

○小泉内閣総理大臣 基地の存在自体も負担でしようし、あるいは、米軍の人数の点あるいは飛行機等の騒音の点、いろいろ負担はあると思ひま

す。基地のない県にしたいという気持ちもよくわかります。そういう観点と安全保障上の観点、そういうものを御理解いただきながら、沖縄の皆さん方にはいろいろ御負担をおかけしておる、そういう点にも配慮しながら、この米軍基地の整理縮小について政府としても誠心誠意努力の必要があるなど思っております。

○東門委員 ぜひ、今おっしゃった負担、その軽減、それに向けてやはり総理には頑張っていたいただきたいと思ひます。

次に、防衛庁のリスト作成問題についてお伺いたします。

少し私はさかのぼりますけれども、六月の初めごろになりますが、防衛庁が、情報公開請求者に関して請求フォームには記載されない情報まで書き加えた個人情報リストを作成して、それを防衛庁内のLANなどで公開し、それが外部に漏えいした問題に関して、防衛庁長官は、まことにゆゆしき問題で言語道断、請求者に御迷惑と不安を与えたことを心からおわび申し上げたいと述べ、謝罪をしておられますが、長官は、この問題の何がいけないと認識をして、何を謝罪しておられるのか、その問題の所在についてまずお伺ひしたいと思います。

○中谷国務大臣 問題は、情報公開を請求してきた方々の個人情報が防衛庁の中で不法に利用をされて、それに基づきリストが作られ、それが配付をされ、閲覧をされていた事実。また、LANに關しましては、一時的にはそのような認識を持って私自身国民の皆さんにおわびをしたわけでありましたが、この点につきましては、よく調べてみると、そのリストだけでは個人が判定できないようなリストでありまして、これは間違っていたわけですが、いずれにいたしましても、情報公開で請求をしてこられた方々のプライバシーを大切にしていなかったという点につきましては、心からおわびを申し上げる次第でございます。

○東門委員 では、まず作成そのものがいけなかったということに理解してよろしいですね。作成がなければ、ほかの問題は続きませんものね。このリスト作成、それもおっしゃったわけでしょう、それが問題だと。だから、そこがなければ、作成がなかったならば、今のよう問題は起こらなかったわけですね。ですから、長官の認識としては、まず作成に大きな問題があったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

成がなければ、ほかの問題は続きませんものね。このリスト作成、それもおっしゃったわけでしょう、それが問題だと。だから、そこがなければ、作成がなかったならば、今のよう問題は起こらなかったわけですね。ですから、長官の認識としては、まず作成に大きな問題があったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○中谷国務大臣 この個人情報リストというのは、事務処理のために必要な部分もございます。しかし、法律によって必要な情報の入った個人情報リストをつくってはならないと定められておりました、その点、不必要な項目等が記載されたリストをつくった点について、大変こちらとしても国民の皆さんに申しわけないということでございます。

○東門委員 済みません、私もちょっと間違えました。作成そのものじゃなくて、個人情報収集に問題があったというふうに理解していいわけですね。

五月三十一日の衆議院内閣委員会でも実際答弁されておりますし、また、今回の報告書でも出ております、いわゆる行政機関個人情報保護法に違反であると。例えば、個人情報保有を事務遂行に限定するべきであるという第四条、あるいは目的外利用を禁ずる第九条、そして個人情報を見だりに漏えいすることを禁ずる第十二条、そういうふうになっておるんですが、その中でお伺ひしたいのは、第五条、行政機関の長、この場合は防衛庁長官御自身になるわけですが、個人情報の漏えい等の防止のための必要な措置を講ずる、そういう旨を定めた五条になぜ言及しておられないのか。報告書にもありませんし、内閣委員会での御答弁にもなかったんですが、なぜでしょうか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、報告書の最後に「まとも」という形で、今回、情報公開の法律の趣旨や個人情報保護に関する法律に照らして、防衛庁として大変重要な点があつて、

その点は心から反省をしておわびを申し上げますというところで、今回の点につきましては防衛庁として至らなかつた点があつたことは認めます。

そこで、この五条との関係でございます。

五条におきましては、行政機関が個人情報保護の措置及び個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならないという規定を規定いたしております。防衛庁としては、個人情報の取り扱いに對し、安全確保の観点から、システムのセキュリティの向上、また関係規則等についての教育の充実に努めていたところでございますが、しかしながら、全般的に個人情報に対する認識が十分でなかつたことが明らかとなつて、国民に不安と疑念を与えたことは遺憾でございます。このようなことが二度と起きないように、全力で再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○東門委員 私の質問以外のことも随分入つてきたんですが、私がお尋ねしたいのは、防衛庁長官の責任のとり方がそれだいいいのかということなんです。いわゆる二月間、五分の一の給与の自主返納という形をとつておられます。それに関して、

私は、やはり行政のトップ、組織の長として、責任はまず長官にあると思ふんです。そこから、私は、やはり御自身で辞任する、あるいは、これは総理の任命権者としてのもちろん権限にならうかと思ひますが、それがあつてしかるべきだと思つておられるのです。

それともう一点。今回の処分の中で、官房長はたしか給与の、それは十分の一の二月になつていますが、しかし、更迭をされましたよね。ところが、事務次官は更迭はされない、そのまま留任。御本人は、責任は私にあるということで長官に進退伺も出されたというふうに記者会見の中ではつきり述べられておりますけれども、その事務次官、いわゆるトップに長官、そして行政、事務方のトップとして事務次官がおられるわけですよ。そのお二人は軽い。どちらかといえば、官房長、文書課

長に比べればかなり軽いと私は思ひます。そういう処分の方でいいの、本当に妥当なのか、長官の見解を伺ひたいと思ひます。

○中谷国務大臣 今回の事柄に対する責任は、最高責任である私が有するものでございますが、まず懲戒処分としても、最高の処分として、この給料の五分の一、二カ月というのをやりました。

それから、今後の責任のとり方といたしましては、やはり私自身がもう二度とこのようなことを起こさないような体制をつくっていくか。やめて責任放棄をしまえばそれで終わりでありませぬけれども、今までもつとこの問題を中心に調査をしまひました。また、防衛庁全般にも責任を負つていかなければなりません。この職にとどまつて、もう二度とこのようなことが起こらないように全力でやる、責任を持つてやるという責任のとり方をいたしたいと考えております。

よく世間では、トップが責任とつてやめろと言ひますけれども、問題は中身であります。もう二度とこのようなことを起こさないようなシステムをどうつくっていくのか、そのために中をどう改革していくのか、そのために何をなすべきかということが重要でありまして、私にとりましては、このような情報公開に関して二度と国民の皆様方に御迷惑をかけないようなシステムを全力でつくつていきたいという気持ちで今後対処してまいりたいと思つておられます。

○東門委員 今の御答弁、ちよつとよくわからないのですけれども、事務次官を一番重い懲戒だと思つておられるんですが、私は官房長の方がはるかに重いと思ひます。どうしても理解できないんですよ。事務次官の方が軽い。職員の方々はほとんどそう思つておられるんじゃないですか、防衛庁の皆さんも。そういう次官のもので、あるいは長官のもので、本当にこれから再発防止策に向けて、庁を挙げて、庁内一丸となつて動けるかというのをすこく疑問に思つておられる。特に事務次官、私はやはり、官房長を更迭された、そうであれば事務次官もその対象になるべきだと思ひます。ですか

ら、そこはぜひ考慮していただきたいと思ひます。時間が無いので急ぎます。

長官は、二十日の記者会見で、今回のリストの問題から、今後は行政の透明性を確保する情報公開と防衛庁の情報保全を行っていくと発言されておられます。防衛庁にとって、開示とそれから保全、どちらが重要なのでしょう。どのように両立をさせていくお考えか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中谷国務大臣 まず、人事につきましては、やはり官房というのは情報がすべて集まって、それを処理されるという、いわゆるコントロールタワーの部分でありまして、その部分において強化をしていきたいという観点で行ったものでございます。この点につきましては、事務次官に責任を持って防衛庁の立て直しをさせるということでございます。

それから、お尋ねの点……(東門委員「情報の保全と開示」と呼ぶ)これはやはり、今回のことを教訓といたしまして、情報公開についての情報について、申し込まれた方のプライバシーが守られる、また公平に、分け隔てなく開示請求が実現できるような、そういうことをやっていくのと同じ時に、防衛庁の本来国を守るという任務に関して、国の安全に関する情報を収集し、また保全をしていくというものは、これはないと防衛庁は任務を果たせませんので、この二つをきちんと峻別して、その情報が入り込まないよう仕分けをするというふうなことを、具体的にいろいろと考えておりますけれども、講じることによりまして、両者が両立できるような体制をとってまいりたいと思ひております。

○東門委員 事務次官の件ですが、実際に報告書にも出ていますよね、長官がシンガポールにおけるときに空幕の情報上げなかつたと、はっきりと彼のミスだということが出ています。それにもかかわらず、やはり残つてもらうということがよくわからないんですが、時間がありませんので、これはこの次にまたお聞きしたいと思ひます。

今の情報保全と開示の両立の件ですが、情報保全も確かに大事だと今おっしゃいました。でも、今のこの集中審議もそうです、今回は新聞報道で、リスト作成が、個人情報収集して、余分のものが入っている、そういうのが明らかになつたわけですね。これは防衛庁の情報が外に漏れたというのであつて、長官のおっしゃる情報の保全にはなつていないと思ひます。

マスコミに情報が漏れた、その事実をどう思つておられるのか、今後は情報管理を厳しくしていくとお考えなのか、今回の件からです、お聞かせください。

○中谷国務大臣 今回の件におきましては、新聞報道で、情報公開における防衛庁としてのあり方というものを私自身把握したわけでありまして、今回の件を考えますと、やはり防衛庁における情報公開のあり方につきまして、国民の皆さんから信頼の置ける体制をどうとるかというところに、一番の教訓としてとらえてまいりたいと思ひております。

○東門委員 とても大事な点だと思ひます。本当に国民から信頼される政府、信頼される防衛庁、情報開示、しっかりとさせていただくことなんでしょうが、本当に今回のケースで、新聞報道がなければ、私たちは一切それを知らなかつたわけですよ。

例えば、私が開示を請求したとしましょう。私についてどういう情報がついているのかというのは、請求した本人としてはとても嫌な思ひであると思ひます。そういうことに対して、今国民の防衛庁に対する、あるいは政府全体に対する不信任感というのはとても大きくなつていっていると思ひますね。それを本当に具体的に国民に理解していただく、そういう方法を私は考えるべきだと思ひます。

そういう中で、きょう、二十分という時間、すごく短い時間です。これでは絶対に不足です。私もたくさん質問を準備してまいりました。余りにも短くて半分もできません。それで、委員長、この防衛庁の問題、いろいろ私も今申し上げました、

事務次官の処分の問題等もあります。ぜひ参考人等をお呼びいただいて、審議を続けていただきたいと思ひます。

終わります。

○瓦委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会